資料２

第３次千葉市食育推進計画

素案

平成 31（2019）～35（2023）年度

平成 31（2019）年３月

千葉市

ごあいさつ

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の経緯 3
（１）国の動向 3
（２）これまでの千葉市の食育推進 4
２　第３次千葉市食育推進計画策定の概要 5
（１）計画の位置づけ 5
（２）第３次千葉市食育推進計画の方向性 6

第２章　「食」をめぐる現状と課題 7

１　市の概況 9
（１）市の人口 9
（２）市の人口と世帯構造 9
２　第２次千葉市食育推進計画の概要 10
３　指標の達成状況（第２次計画） 11
４　市の食育の現状 12
（１）食育への関心 12
（２）一緒に食べる「共食」の減少 13
（３）朝食の欠食の増加 14
（４）適正体重の維持（肥満・やせの状況） 15
（５）健全な食生活等の実践 16
（６）よく噛んで食べることの推進 18
（７）地域に根ざした食育活動 19
（８）地産地消の推進 19

第３章　食育推進の方向性 21

１　基本理念 23
２　基本目標 23
３　推進キャッチフレーズ 24
４　施策の体系 25
５　数値目標一覧 26

第４章　食育施策の展開 29

１　家庭・地域における食育の推進 31
（１）楽しく食べることの推進、望ましい食習慣と知識の習得 32
（２）妊産婦と乳幼児等への食育の推進 34

（３）健康づくりのための食育の推進 35
（４）高齢期における食育の推進 36
（５）歯科保健活動における食育の推進 37
（６）地域における「食」を学ぶ機会の充実 38
（７）食品関連事業者等と連携した食育の推進 39
２　保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進 40
（１）保育活動や教育活動を通じた食育の推進 41
（２）指導体制の充実 43
（３）給食を通した食育の充実 44
（４）農業体験や食品の調理等の体験活動の推進 45
（５）保護者への普及啓発、地域との連携 46
３　地産地消の推進、環境にやさしい食育の推進 47
（１）市内産農畜産物への理解の促進 48
（２）地産地消の推進 49
（３）生産者と消費者との交流と体験活動の促進 49
（４）地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及 50
（５）環境にやさしい食育の推進 51
４　食の安全・安心に関する情報の提供 52
（１）食品の安全性に関する情報の提供 53
５　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立 54
（１）食育推進運動の展開 55
（２）関係機関・団体等との連携・協力体制の確立 56
（３）食育推進に関わる人材の育成・支援 56

第５章　ライフステージに応じた食育の推進 57

１　ライフステージでみる課題と食育の方向性 59

第６章　計画の推進にあたって 63

１　推進体制 65
２　計画の進行管理と見直し 65

資料編 67

１　千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会 69
２　食育基本法の概要 70
３　第３次食育推進基本計画の概要 71
４　用語説明 73
５　数値目標出典一覧 76
６　千葉市健康づくり推進協議会設置条例 77

※本計画中における元号は、「平成」を使用しています。今後、元号が改められた場合は、新たな元号が施行された日以降の元号及びそれに続く年数を、新たな元号及び年数に読み替えることとします。

※「保育所」の統計データは公立保育所・認定こども園の調査結果を使用しています。

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の経緯

（１）国の動向

わが国では、急速な経済発展に伴う生活水準の向上、世帯構造の変化により、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。

そのような状況下、国民の意識や世帯構造の変化により、各世帯それぞれの生活状況も様変わりし、健全な食生活の実践や、地域の伝統的な食文化の継承が難しい状況になりつつあり、「食」についての問題が顕在化してきています。

このような状況をうけて国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に平成 17 年 7 月に食育基本法を施行しました。

以後、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めた「食育推進基本計画」が策定され、その後続計画が示され、平成 28 年３月には、第３次食育推進基本計画」が策定されました。

◆重点課題◆

第３次食育推進基本計画

～実践の環を広げよう～

1　若い世代を中心とした食育の推進
2　多様な暮らしに対応した食育の推進
3　健康寿命の延伸につながる食育の推進
4　食の循環や環境を意識した食育の推進
5　食文化の継承に向けた食育の推進

（２）これまでの千葉市の食育推進

本市では、食育基本法第 18 条第１項に基づく市町村食育推進計画として、千葉市食育推進計画（以下、「第１次計画」とする。）＜計画期間：平成 21～25 年度＞及び第２次千葉市食育推進計画（以下、「第２次計画」とする。）＜計画期間：平成 26～30 年度＞を策定し、未来を担う子どもたちが生涯にわたって、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう、子どもたちへの食育に重点をおくとともに、市民一人ひとりが生活習慣病等を予防し、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに取り組めるように、関係機関・団体等と連携・協働のもと食育を推進してきました。

基　本　理　念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、
正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、
「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

※第２次計画の概要については、９ページ参照

2　第３次千葉市食育推進計画策定の概要

（１）計画の位置づけ

第３次千葉市食育推進計画（以下、「本計画」とする。）は、食育基本法第18条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、「健やか未来都市ちばプラン」など本市の関連計画との整合性を図り、また、国の「第３次食育推進基本計画」と、県の「第３次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させました。

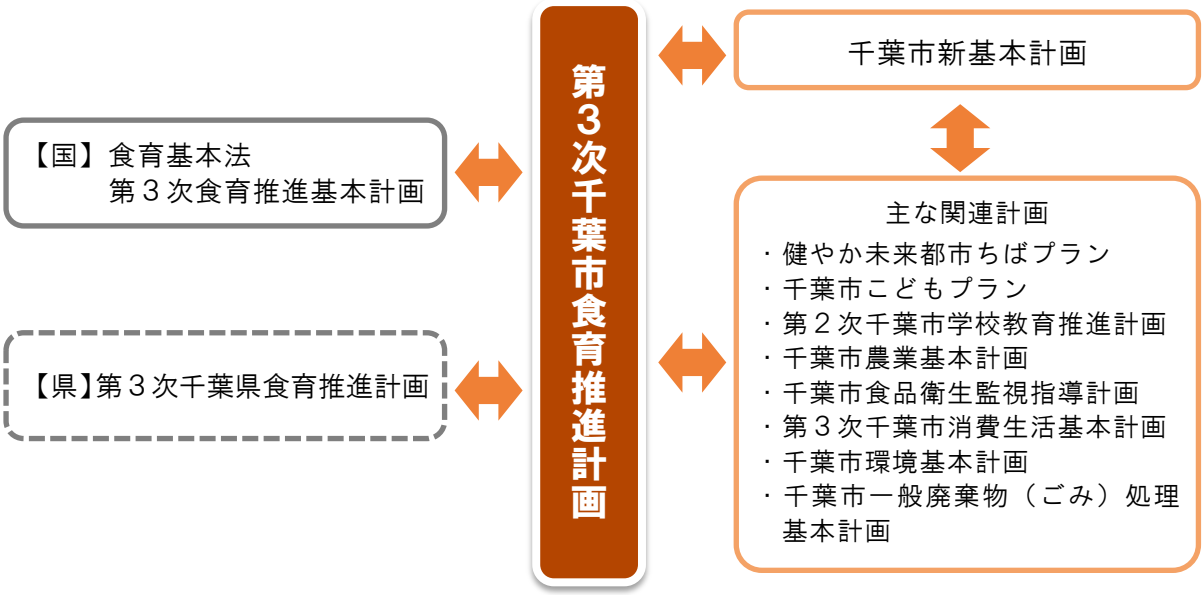

食育基本法：食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 17 年６月に成立、同年７月 15 日に施行されました。

第３次食育推進基本計画：食育基本法に基づき策定された、平成 28 年度から 32 年度までの５年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

第３次千葉県食育推進計画（ちばの恵みで　まんてん笑顔）

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、平成 29 年度からの５年間の計画です。

第２次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承しつつ、世代別の視点を取り入れ再構築するなど、より一層食育推進の取組を充実し、県民一人ひとりが主役となり、健康で笑顔あふれる暮らしを実現することを目指します。

（２）第３次千葉市食育推進計画の方向性

本市の食を取り巻く現状から見えてきた課題や、国の第３次食育推進基本計画の５つの重点課題等を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として第３次千葉市食育推進計画を策定します。

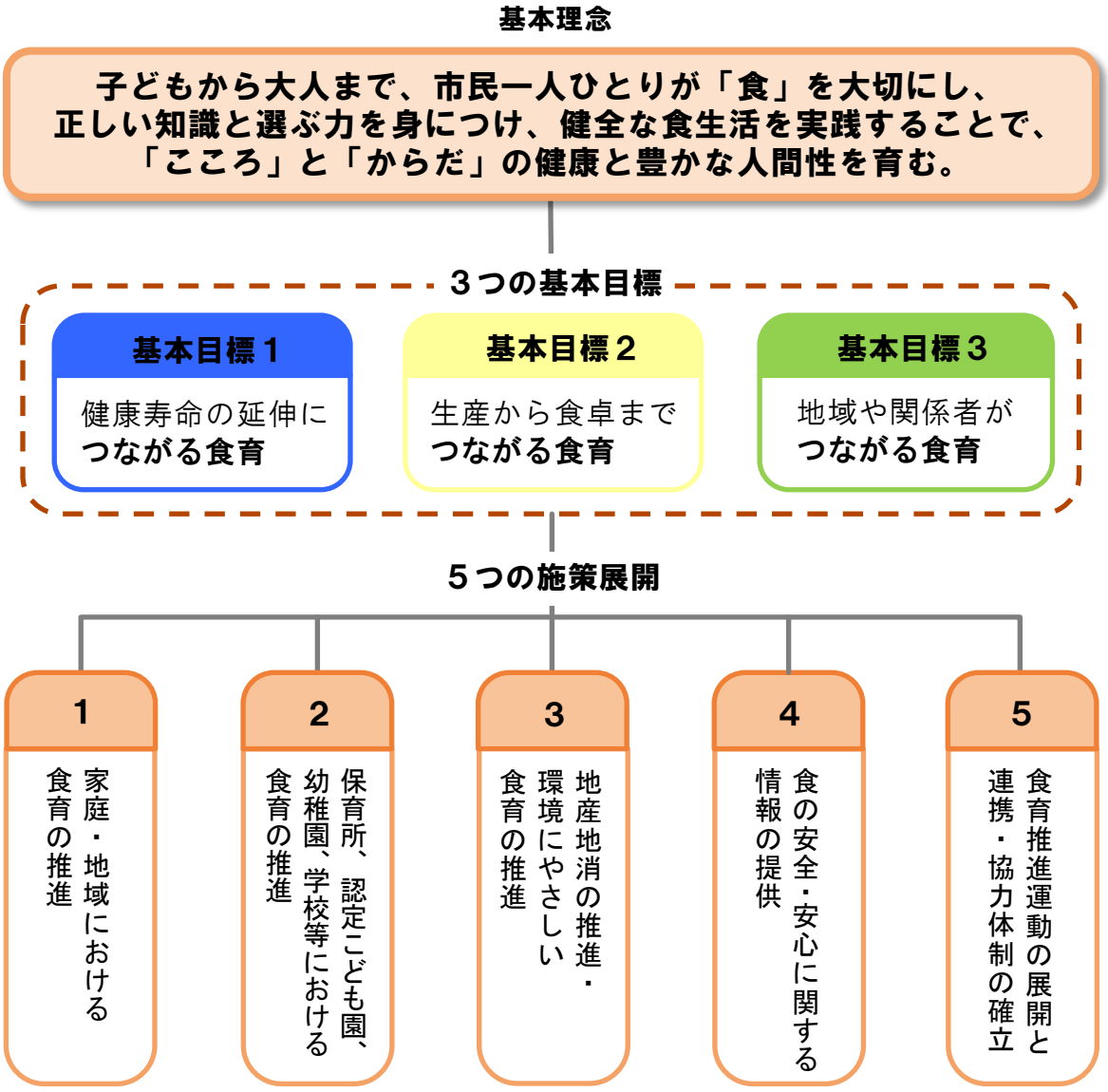

本計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの５年間とします。

第２章　「食」をめぐる現状と課題

1　市の概況

（１）市の人口

市の人口は年々増加傾向となっていますが、年少人口比率は減少を続け、高齢者人口比率は増加し続けます。少子高齢化の傾向は今後加速し、人口も減少に転じます。

図　年齢３区分別人口の推移

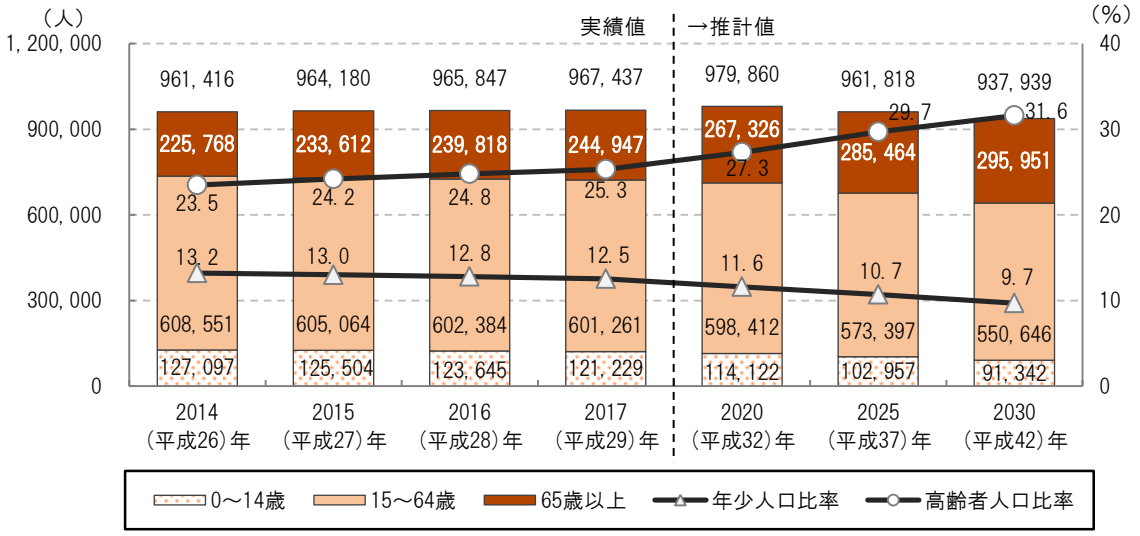

資料：実績値＝住民基本台帳（各年９月末時点）
　　推計値＝千葉市総合政策局総合政策部政策企画課

（２）市の人口と世帯構造

市の世帯数は、ここ数年、増加し続け、2012 年と比べ、2018 年では約３万世帯増加しています。一方、世帯当たりの人員は減少し続け、ひとり暮らし世帯の増加、核家族化が進んでいます。

図　年齢３区分別人口推計

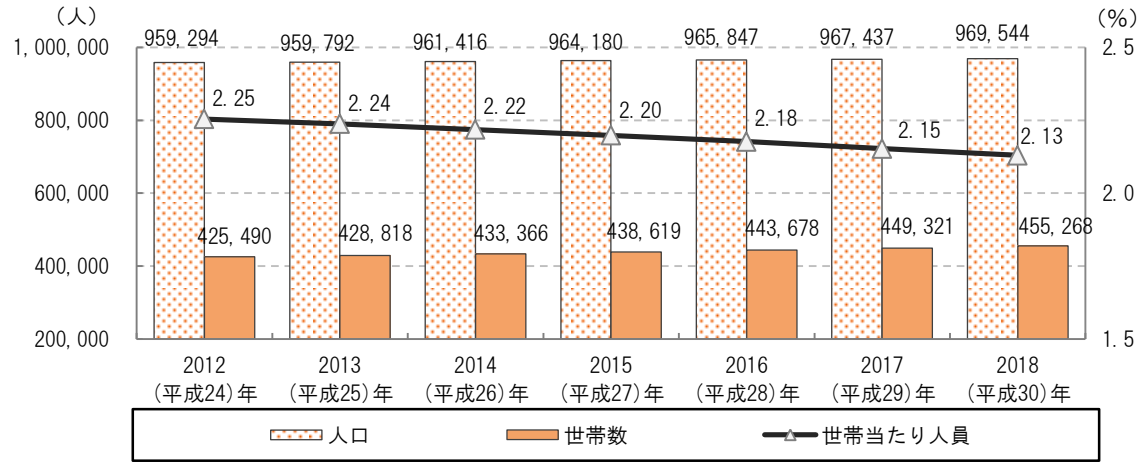

資料：住民基本台帳

２　第２次千葉市食育推進計画の概要

計画期間

平成 26（2014）～30（2018）年度

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

基本目標

１　「食」を大切にする心の育成
２　「食」の理解と実践
３　「食育」の「輪」の展開

食育施策の展開

（１）家庭・地域における食育の推進
（２）保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
（３）地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進
（４）食の安全・安心に関する情報の提供
（５）食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

3　指標の達成状況（第２次計画）

第２次計画の数値目標（13 項目 35 指標）の達成状況は以下のとおりです。

【評価】現状値が目標を達成している指標：◎　現状値が目標に向かって改善している指標：○
現状値が変化していない指標：△　　現状値が改善しなかった指標：×

	項目	対象		策定時	現状値	目標値	評価	出典
1	食育に関心のある市民の割合の増加	15 歳以上の市民		77.2%	64.7%	90%以上	×	A
2	共食の増加（食事を１人で食べる子どもの割合の減少）	朝食	保育所（3 歳以上児）	15.0%	6.3%	10%以下	◎	F
			幼稚園（3～5 歳児）	13.3%	3.6%		◎	E
			小学５年生	24.3%	26.5%	20%以下	×	H
			中学２年生	49.0%	48.2%	45%以下	○	
		夕食	保育所（3 歳以上児）	1.4%	0.5%	0%	○	F
			幼稚園（3～5 歳児）	0.8%	0.0%		◎	E
			小学５年生	3.3%	4.7%	2%以下	×	H
			中学２年生	12.1%	11.7%	10%以下	○	
3	朝食を欠食する市民の割合の減少	保育所（1～2 歳児）		1.3%	1.2%	0%	△	F
		保育所（3 歳以上児）		1.0%	1.0%		△	
		幼稚園（3～5 歳児）		0.4%	0.6%		△	E
		小学３年生		3.6%	2.8%	2%以下	○	I
		小学５年生		3.9%	2.7%		○	
		中学２年生		6.4%	3.3%	5%以下	◎	
		15～19 歳男子		10.1%	9.1%	2%以下	○	C
		15～19 歳女子		4.9%	3.5%		○	
		20 歳代男性		17.4%	14.3%	15%以下	◎	A
		30 歳代男性		34.1%	20.0%		○	
		20 歳代女性		14.6%	9.4%	5%以下	○	
		30 歳代女性		14.4%	11.1%		○	
4	肥満者の割合の減少	小学５年生男子		5.0%	4.4%	減少	○	J
		小学５年生女子		3.4%	3.2%		○	
		20～60 歳代男性		28.0%	27.2%	23%以下	○	B
		40～60 歳代女性		15.8%	18.2%	14%以下	×	
5	やせている人の割合の減少	20 歳代女性		24.4%	18.8%	20%以下	◎	
6	メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加	15 歳以上の市民		39.4%	38.5%	50%以上	△	A
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合の増加	15 歳以上の市民		54.6%	57.6%	70%以上	○	A
8	野菜摂取量の増加（1 日あたり）	15 歳以上の市民		269g	275 g	350g以上	△	B
9	咀しゃく良好者の割合の増加	60 歳代		71.5%	77.5%	75%以上	◎	A
10	千葉市食生活改善推進員の増加	-		288 人	290 人	330 人	△	D
11	学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加(重量ベース)※1	小学校		35.4%	33.5%	36%以上	×	※3
		中学校		32.7%	38.5%	35%以上	◎	
12	販売店での市内産農畜産物コーナーの設置数の増加	-		58 か所	80 か所	65 か所	◎	G
13	地産地消キャンペーン回数の増加※2	-		年 10 回	年 10 回	年 12 回	△	G

※1　抽出 10 校に調査を実施。小学校の食材調達をする業者の食材の仕入れ状況に影響を受ける。
※2　農政課が開始した地産地消キャンペーンの多くは、関係事業者の独自活動として継続されている。
※3　現状値は平成 28 年度学校給食栄養報告(週報)による。

出典は P79 をご参照ください。

４　市の食育の現状

（１）食育への関心

食育に関心のある市民（関心がある、どちらかというと関心があると回答）の割合は、２次計画策定時（以下、「策定時」とする。）77.2%が現状値では64.7%と減少し、これまで、国や県の割合と比較して高かった関心度が現状値で下回る結果となっています。個人により、認識や考え方が多様化する中で、「食育」の言葉の捉え方に個人差が生じていることも原因の１つと思われますが、今後、市民の関心を高めるため、広報活動やイベントの開催など周知を促す取組みが必要です。

図１　食育への関心（関心がある、どちらかといえば関心がある）

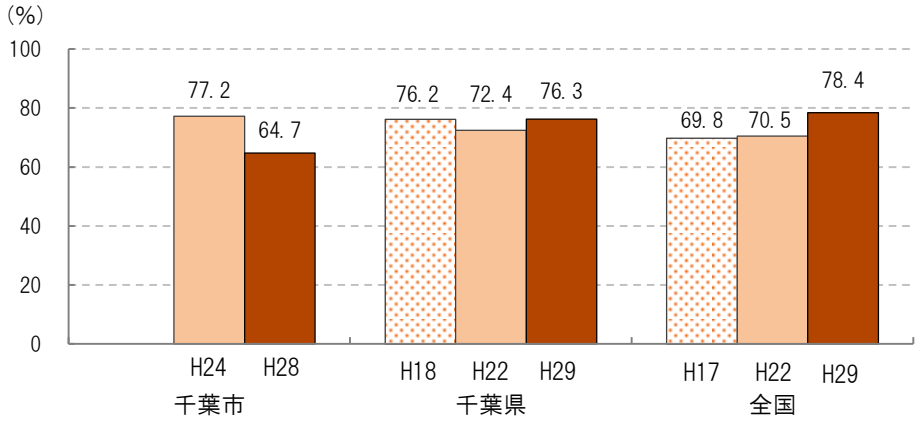

資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査
【千葉県】県政に関する世論調査
【全国】食育に関する意識調査

（２）一緒に食べる「共食」の減少

食事を１人で食べる子どもの割合は、現状値で小学５年生は朝食が 26.5%、中学２年生は朝食が 48.2%となっています。小学５年生は策定時と比べ、高くなっていますが、中学２年生は策定時よりも低くなっています。夕食は朝食と比べ、割合は低くなっており、策定時よりも減少傾向となっています。

家族等と会話をしながらの楽しい食事は、健全な食生活を送るために欠かせません。小中学生の心身の成長のためにも、食生活環境の向上に向けた取組みがもとめられています。

図２　食事を１人で食べる割合

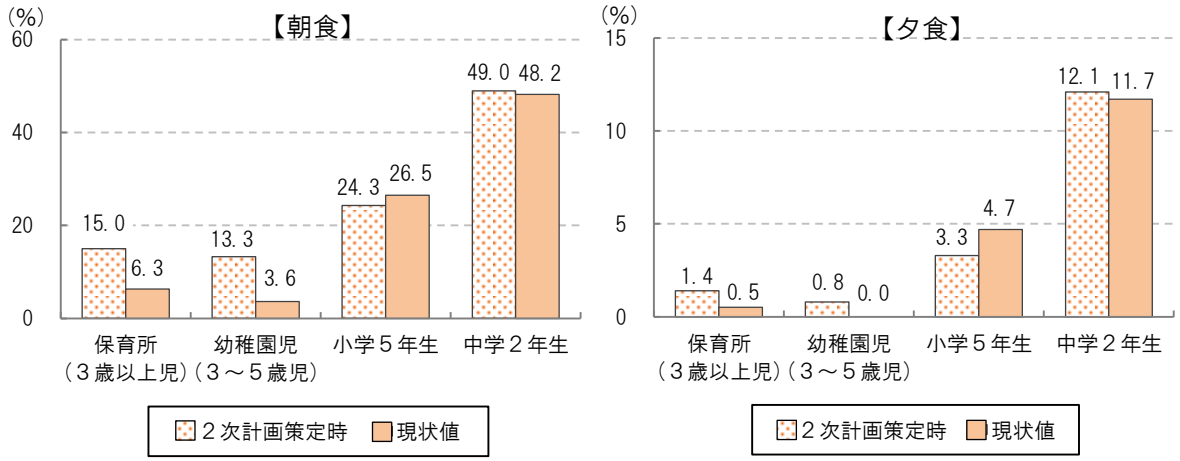

資料：【保育所】朝食及び共食状況調査（平成 25 年度・29 年度）
【幼稚園】食に関する実態調査（平成 23 年度・29 年度）
【小中学校】児童生徒の食生活実態調査朝食調査（平成 23 年度・29 年度）

図３　食事を子どもだけで食べる割合

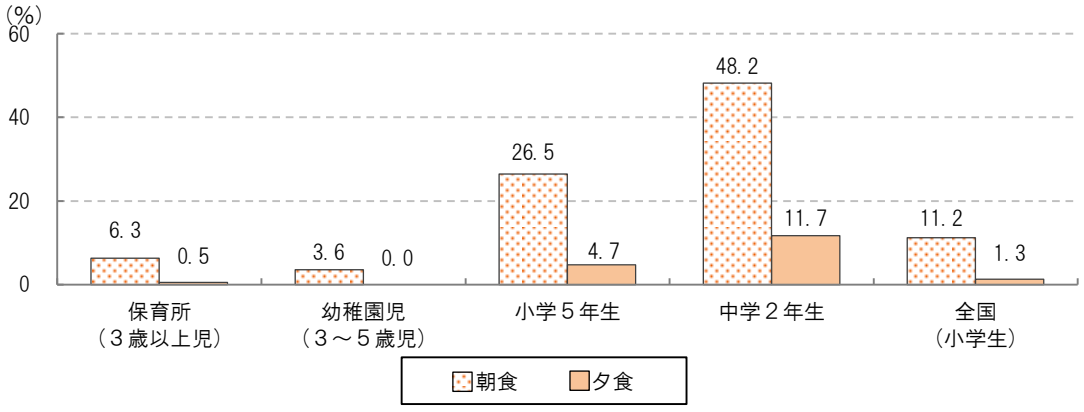

資料：【保育所】朝食及び共食状況調査（平成 29 年度）
【幼稚園】食に関する実態調査（平成 29 年度）
【小中学校】児童生徒の食生活実態調査朝食調査（平成 29 年度）
【全国】食育の推進に関するアンケート調査（平成 27 年）

（３）朝食の欠食の増加

朝食を欠食する子どもの割合は、「保育所（３歳以上児）」、「幼稚園児（３～５歳児）」を除き、減少傾向にあります。15 歳以上では、全ての年代で男女とも欠食する人は減少しており、全国と比べても低い結果となっています。

朝食の摂取は１日の活動を支える大きな役割を果たしているとともに、規則正しい食習慣の基礎となることから、朝食の重要性を多くの人が理解し、摂取を実践する意識の醸成が重要です。

図４　朝食の欠食（子ども）

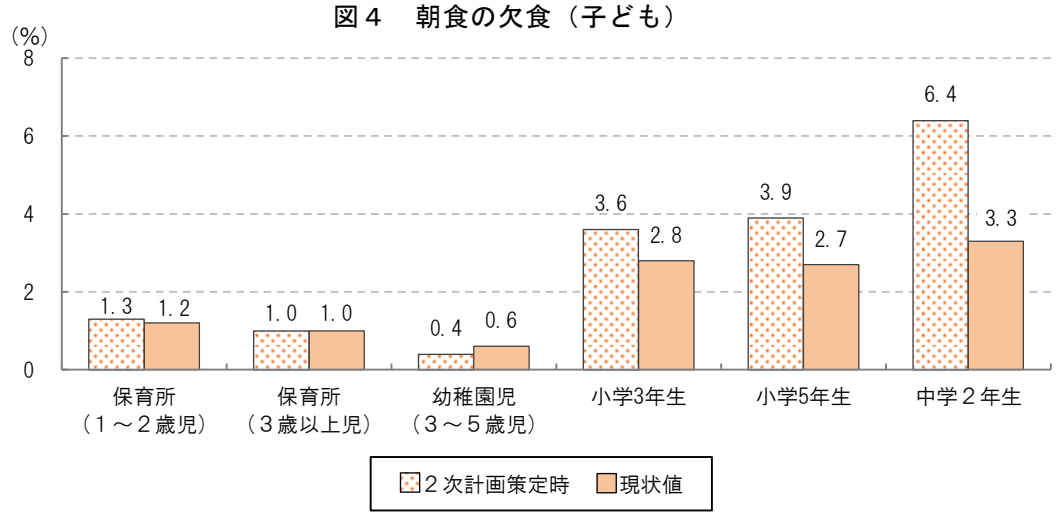

資料：【保育所】朝食及び共食状況調査（平成 25 年度・平成 29 年度）
【幼稚園】食に関する実態調査（平成 23 年度・平成 29 年度）
【小中学校】朝食調査（平成 24 年度・平成 29 年度）

図５　朝食の欠食（15 歳以上）

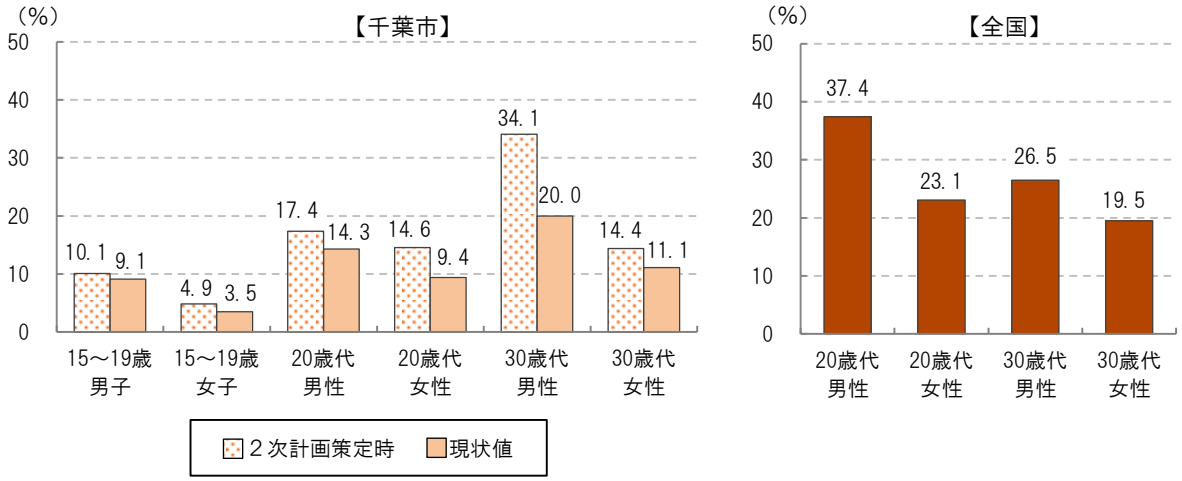

資料：【千葉市】たばこと酒類に関するアンケート調査、千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査（平成 23 年度・平成 28 年度）
【全国】国民健康・栄養調査（平成 28 年）

（４）適正体重の維持（肥満・やせの状況）

肥満者の割合は、小学校５年生男女、20～60 歳代男性で減少傾向となっていますが、40～60 歳代女性では増加傾向となっています。

20歳代女性のやせの割合は、策定時と比べて減少しています。全国、千葉県の数値と大きな差はありません。

本市では、20～60 歳代男性の肥満、20 歳代女性のやせの割合は、全国や千葉県と比べ低く、策定時と比べても改善されています。

適正体重の維持は、健康な心身や運動能力の維持にもつながり、健康寿命の延伸にもつながることから、今後も適正体重の維持を心がけるための取組みが必要です。

図６　肥満・やせの状況（本市）

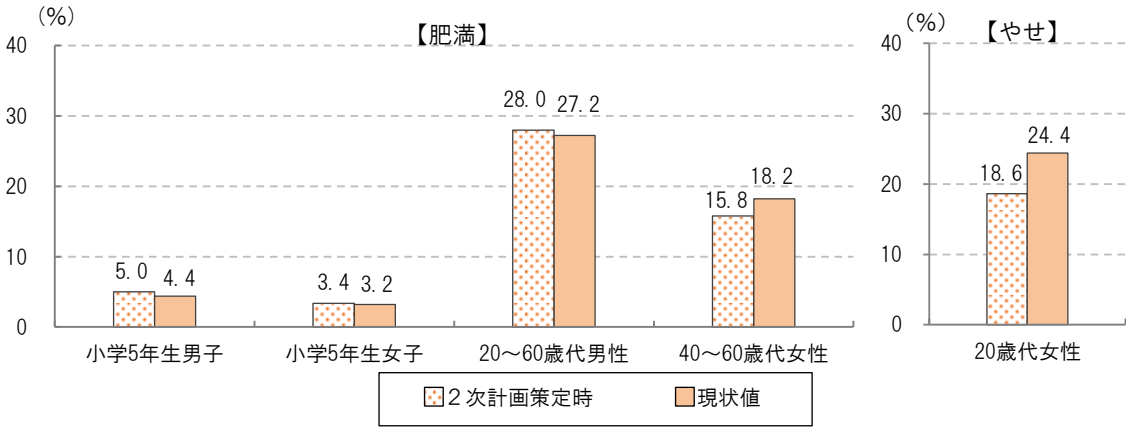

資料：【20 歳代以上】千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成 23 年度・平成 28 年度）
【小学校】定期健康診断（平成 24 年度・平成 28 年度）

図７　肥満・やせの状況（千葉県・全国との比較）

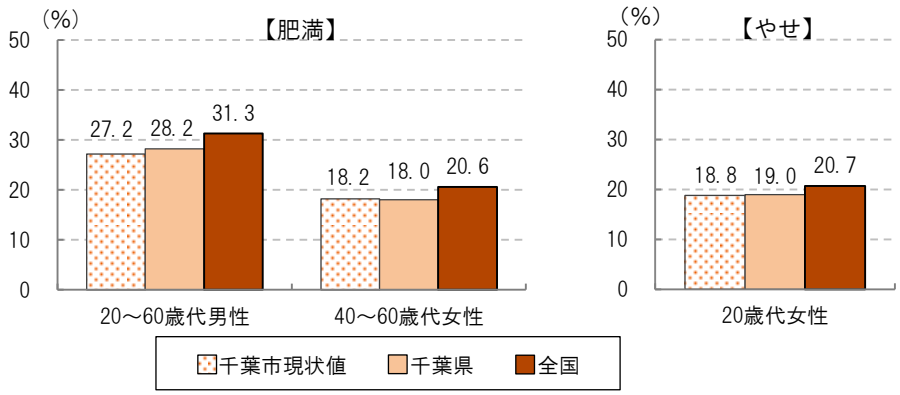

資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成 28 年度）
【千葉県】千葉県生活習慣に関するアンケート（15 歳以上）（平成 29 年度）
【全国】国民健康・栄養調査（平成 28 年）

（５）健全な食生活等の実践

メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合は「実践して、半年以上継続している」という市民が 38.5%となっており、全国の結果と比べるとやや低くなっています。

また、生活習慣病の予防や改善のために、適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実践している人の割合は、76.5%となっており、全国の調査と比べ高くなっています。

一方、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほとんど毎日の人の割合は、57.7%で全国の結果とほぼ同様です。年齢別に見ると若い世代ほど、ほとんど毎日食べている割合は低くなっています。

生涯を通じての健全な食生活の実践につなげるため、特に若い世代により広く普及啓発を図る必要性があります。

図８　主食・主菜・副菜を３つそろえて食べる頻度（１日２回以上）

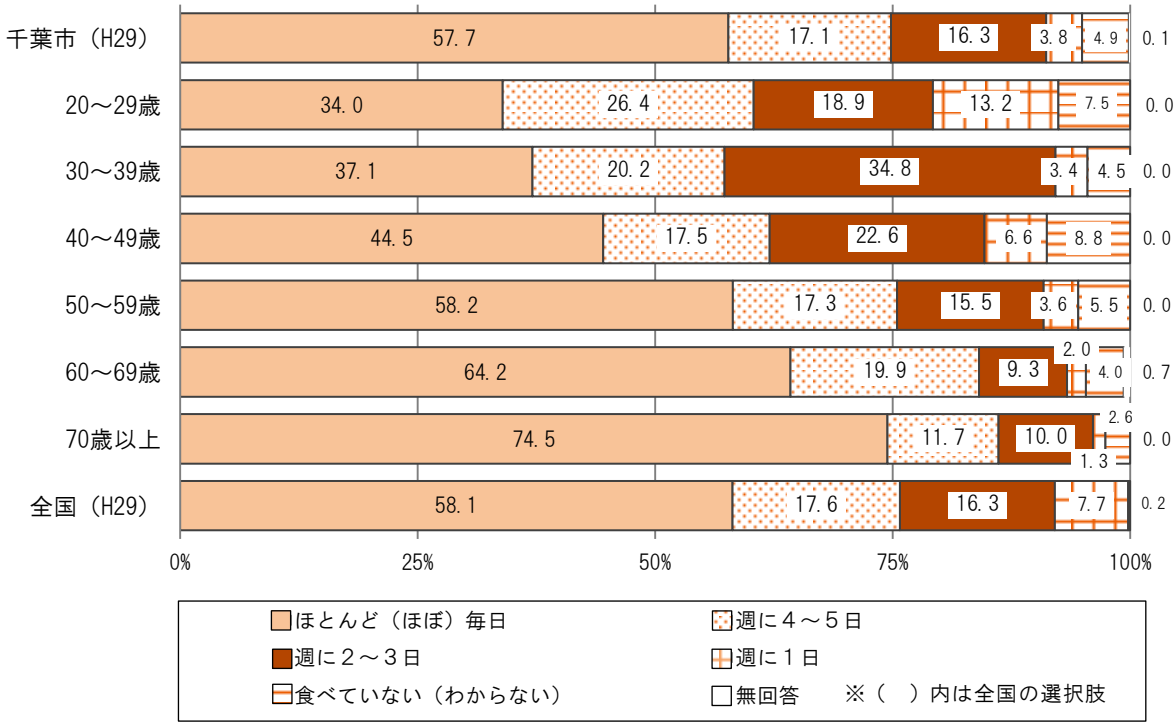

資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査（平成 28 年度）
【全国】食育に関する意識調査（平成 29 年度）

野菜の摂取状況は、男女ともに年齢が上がるほど多くなる傾向にあり、若い世代で低くなっています。全国と比べ、女性は本市の方が野菜の摂取は多くなっていますが、男性は本市の方が少なくなっています。国と同様に本市でも１日当たりの野菜の摂取量の目標値を 350ｇ以上と設定し、目標値に達するよう、市民に野菜の摂取を促しています。

若い世代から野菜を食べる習慣づけを行うことで、バランスの良い食生活の実践にもつながり、将来の健康づくりにも重要です。本市は農畜産物を数多く生産していることから、地産地消の側面からも野菜の摂取に対して啓発を推進することが重要です。

図９　野菜の摂取状況

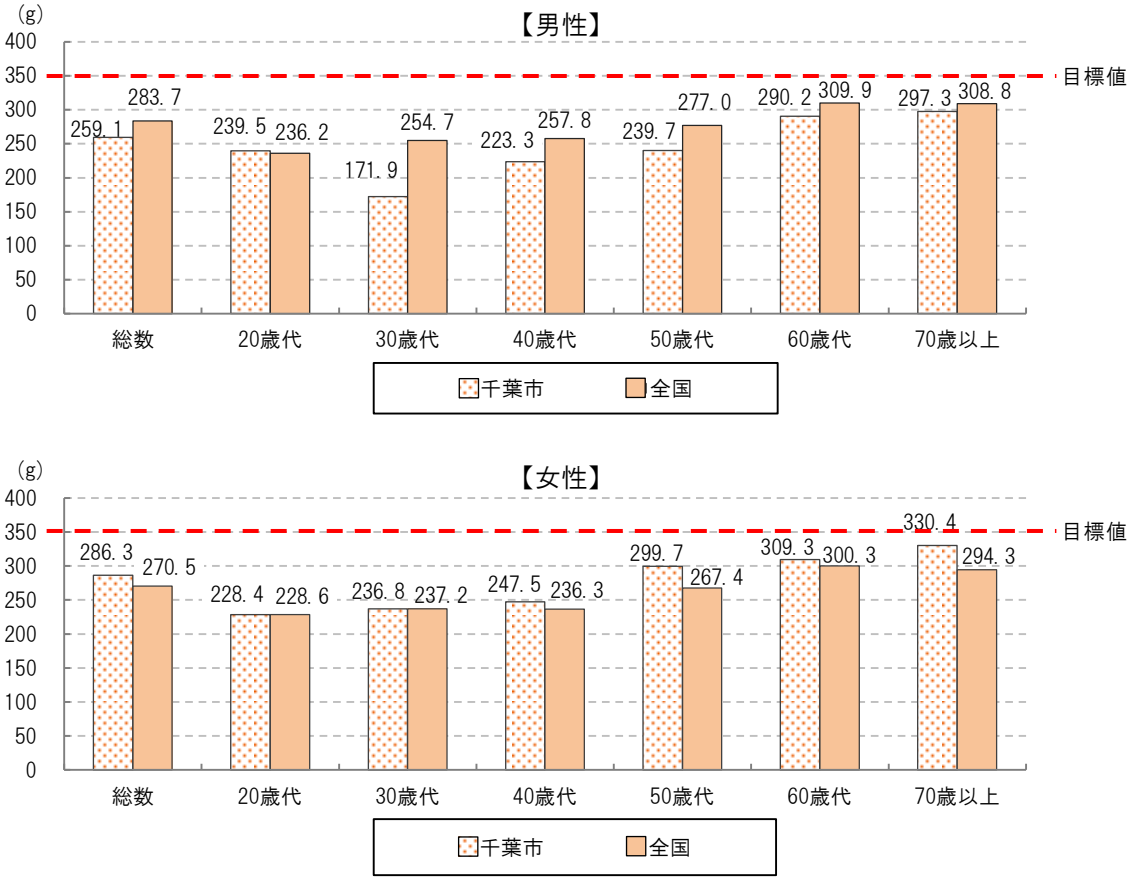

資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成 28 年度）
【全国】国民健康・栄養調査（平成 28 年度）

（６）よく噛んで食べることの推進

何でも噛んで食べることができる人の割合は男性の 50 歳代で割合は高くなっています。しかし、年齢が高くなるほどその割合は減少しています。

これには、歯が抜けたり、加齢に伴い筋力が衰えるといった口腔機能の低下が要因の一つと考えられます。

食べ物を自分の歯でしっかり噛んで食べられなくなると、適切な栄養摂取がしづらくなり、健康の維持に大きく影響します。口腔機能を改善・維持することの必要性を知り、実践することを促す取組みが重要となっています。

図 10　咀しゃく良好者の割合（何でも噛んで食べることができる）

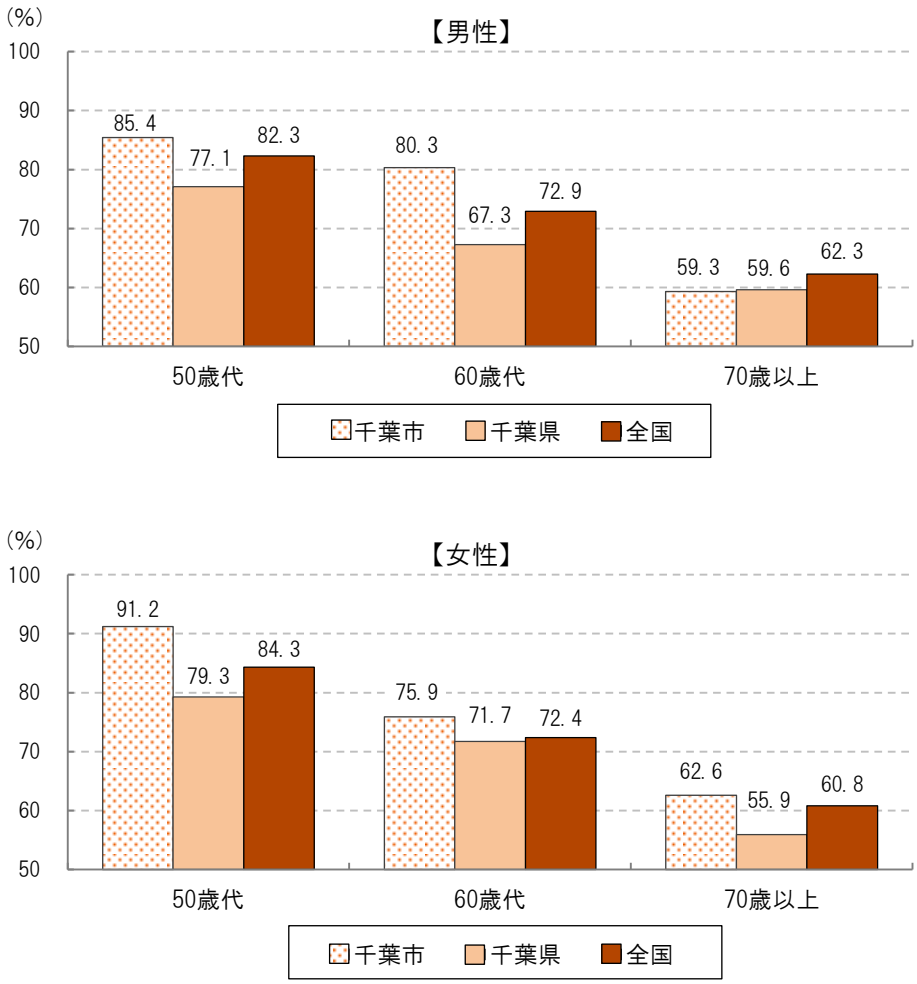

資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査（平成 28 年度）
【千葉県】千葉県生活習慣に関するアンケート（平成 29 年度）
【全国】国民健康・栄養調査（平成 27 年度）

（７）地域に根ざした食育活動

地域に密着した活動を展開する「食生活改善推進員」の現状値は、290 人となっています。

市民の一人ひとりが理想的な食生活を実践するためには、まず健全な食生活について学び、知ることが大切です。近年、健康志向の上昇から食生活の見直しの意識は高まっていますが、多くの市民が理想的な食生活を理解するためにも食生活改善推進員を増やし、さらに活動内容を広げ、一人でも多くの市民に食生活の改善について普及啓発を図ることが必要です。

図 11　食生活改善推進員数の推移

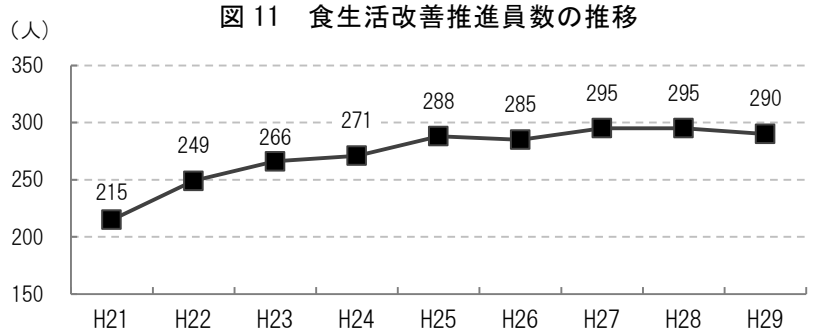

資料：保健所年報

（８）地産地消の推進

学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合（重量ベース）の、現状値は、小学校が 33.5%、中学校が 38.5%となっています。策定時と比べ、小学校ではやや減少したものの中学校では増加の傾向となっています。

図 12　学校給食における市内産・県内産農産物を使用する割合（重量ベース）

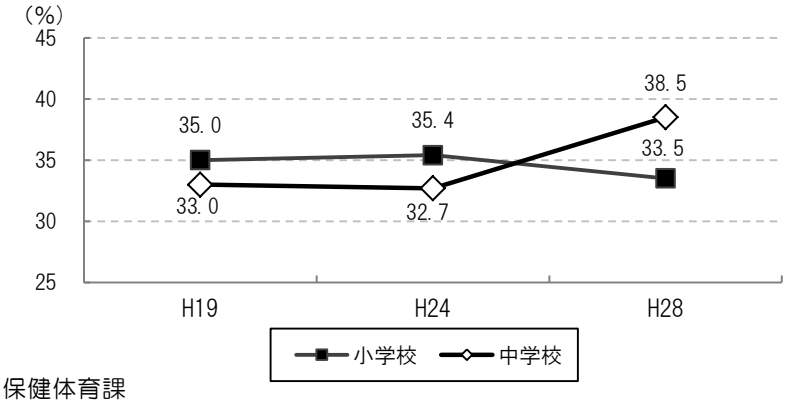

資料：保健体育課

一方、学校給食における市内・県内産農産物の使用割合を品目ベースでみると、本市の小学校 24.4%、中学校 16.6%といずれも全国よりも低くなっています。これまで本市では、主食の米や牛乳は全て市内産や県内産を使用するほか、地場産農産物の積極的活用を図ってきましたが、学校給食の食材料として使用可能な量を確保できる野菜や果物などの地場農産物の種類は限られている状況です。そこで、関係機関や生産者との連携をさらに深め、学校給食に使用する地場産農産物の品目数を増やす取組みが必要です。

表 13　学校給食における地場農産物、国産食材を使用している割合（品目ベース）

	地場農産物を使用する割合	国産食材を使用する割合
千葉市（小学校）	24. 4%	78. 9%
千葉市（中学校）	16. 6%	71. 4%
千葉県	20～30%	70～80%
全国	26. 4%	76. 7%

資料：【千葉市】学校給食栄養報告（週報）（平成 29 年度）
【千葉県】都道府県別地場産物活用状況（平成 26 年度）
【全国】学校給食栄養報告（平成 29 年度）

現状、市内販売店における市内産農畜産物コーナーの設置数は増加傾向にあります。また催事やイベントにあわせ地産地消の PR や販売促進を行い、市民が新鮮な農畜産物を買える場所などを周知するとともに、地産地消についての理解促進を図っています。

今後は、市内で市内産農畜産物を買える・食べられるお店を地産地消推進店として登録・PR を図ることにより、さらに市民が地産地消を意識し実践できるような場所の「見える化」が必要です。

図 14　市内産農畜産物のコーナー設置数

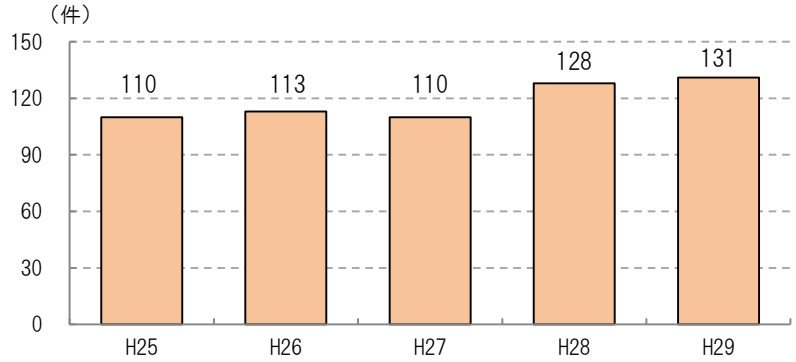

資料：農政課

第３章　食育推進の方向性

1　基本理念

本計画では、第２次計画で推し進めた基本理念を引き継ぎ、食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、新しく定める基本目標の達成に向けた取組みの中心となる「重点取組み」を位置づけ、食育のさらなる推進を図ります。

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、
正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、
「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

2　基本目標

国の定める計画の指針、重点課題等に基づき、基本目標を以下のように定め、施策の推進に努めます。

キーワード：「つながる食育」

基本目標１　健康寿命の延伸につながる食育

若いうちから生涯にわたり健全な食生活を実践し、健康寿命の延伸につなげます。

基本目標２　生産から食卓までつながる食育

食に関する知識（食文化、食への感謝、食品ロス、環境への配慮、食の安全等）を身につけ行動し、次世代に伝えます。

基本目標３　地域や関係者がつながる食育

多様なくらしに対応した食育を推進するため、地域や関係者と連携・協働し、効率的な食育推進を目指します。

３　推進キャッチフレーズ

食育をわかりやすく身近に感じてもらい、市全体で本計画を推進していけるよう、キャッチフレーズを活用し、普及に努めます。

おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね

4　施策の体系

基本理念

**子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、
正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、
「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。**

3つの基本目標

- **基本目標1**　健康寿命の延伸に**つながる食育**
- **基本目標2**　生産から食卓まで**つながる食育**
- **基本目標3**　地域や関係者が**つながる食育**

5つの施策展開

1　家庭・地域における食育の推進
1　楽しく食べることの推進、望ましい食習慣と知識の習得
2　妊産婦と乳幼児等への食育の推進
3　健康づくりのための食育の推進
4　高齢期における食育の推進
5　歯科保健活動における食育の推進
6　地域における「食」を学ぶ機会の充実
7　食品関連事業者等と連携した食育の推進

2　保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
1　保育活動や教育活動を通じた食育の推進
2　指導体制の充実
3　給食を通した食育の充実
4　農業体験や食品の調理等の体験活動の推進
5　保護者への普及啓発、地域との連携

3　地産地消の推進、環境にやさしい食育の推進
1　市内産農畜産物への理解の促進
2　地産地消の推進
3　生産者と消費者との交流と体験活動の促進
4　地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及
5　環境にやさしい食育の推進

4　食の安全・安心に関する情報の提供
1　食品の安全性に関する情報の提供

5　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立
1　食育推進運動の展開
2　関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
3　食育推進に関わる人材の育成・支援

５　数値目標一覧

本計画では、施策の成果や達成度を把握するため、以下のように数値目標を設定しました。

	項目		対象	現状値	目標値	所管課	出典
1	食育に関心のある市民の割合の増加		20 歳以上の市民	64.7%	90%以上	健康支援課	A
2	共食の増加 （食事を１人で食べる子どもの割合の減少）	朝食	保育所（３歳以上児）	6.3%	減少	幼保運営課	F
			幼稚園（３～５歳児）	3.6%		幼保支援課	E
			小学５年生	26.5%		保健体育課	H
			中学２年生	48.2%			
		夕食	保育所（３歳以上児）	0.5%	減少	幼保運営課	F
			幼稚園（３～５歳児）	0.0%		幼保支援課	E
			小学５年生	4.7%		保健体育課	I
			中学２年生	11.7%			
3	朝食を欠食する市民の割合の減少		保育所（１～２歳児）	1.2%	0%	幼保運営課	F
			保育所（３歳以上児）	1.0%			
			幼稚園（３～５歳児）	0.6%		幼保支援課	E
			小学３年生	2.8%	0%	保健体育課	I
			小学５年生	2.7%			
			中学２年生	3.3%			
			15～19 歳男子	9.1%	2%以下	健康支援課	C
			15～19 歳女子	3.5%			
			20 歳代、30 歳代の市民	13.4%	減少		A
4	肥満者の割合の減少		小学５年生男子	4.4%	減少	保健体育課	J
			小学５年生女子	3.2%			
			20～60 歳代男性	27.2%	20%以下	健康支援課	B
			40～60 歳代女性	18.2%	13%以下		
5	やせている人の割合の減少		20 歳代女性	18.8%	20%以下	健康支援課	

	項目	対象	現状値	目標値	所管課	出典
6	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実施している人の割合の増加	20 歳以上の市民	76.5%	増加	健康支援課	E
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の人の割合の増加	20 歳以上の市民	57.7%	80%以上	健康支援課	A
		20～30 歳代の市民	35.9%	55%以上	健康支援課	
8	野菜摂取量の増加（１日あたり）	15 歳以上の市民	275ｇ	350ｇ以上	健康支援課	B
9	よく噛んで味わうように心がけている人の割合の増加	20 歳以上の市民	61.9%	65%以上	健康支援課	A
10	千葉市食生活改善推進員の増加	―	290 人	330 人	健康支援課	D
11	学校給食における地場市内産・県内産農産物を使用する割合の増加（品目ベース）	小学校	24.4%	30.0%以上	保健体育課 農政課	K
		中学校	16.6%			
12	地産地消推進店登録店数の増加	―	28 件	60 件	農政課	G
13	販売機会支援実施日数（フェア・朝市・ふれあい市）の増加	―	85 日	120 日	農政課	G

出典は P79 をご参照ください。

第４章　食育施策の展開

1　家庭・地域における食育の推進

基本目標 1　基本目標 3

現状と課題

生涯を通じて健康に暮らしていくためには、健康的な食習慣は欠かせない要素の１つです。家庭や地域環境は、望ましい食習慣を身につける上で、最も重要な場で、乳幼児から高齢者まで、家族や友人、仲間と食卓を囲んで一緒に食事をとることが食育推進の第一歩です。

近年の社会情勢の変化により、各家庭の環境も様変わりしています。核家族化やひとり親世帯、共働き世帯の増加等によって、生活環境は多様化し、これまで家庭が担ってきた食習慣に関わる環境の低下が懸念されています。

本市においても、食事を１人で食べている子どもは、概ね減少していますが、小学５年生においては、朝食、夕食ともに１人で食べている子どもが第２次計画策定時に比べて、わずかに増えています。また、朝食を欠食する子どもは幼稚園児でわずかに増えているなど、食に関するデータからも課題が見える現状となっています。

幼いころから正しい食生活を身につけていくことは、将来の健康状態や、さらにその子どもの世代にまで影響を与える大きなことがらです。

これまでも、乳幼児期から高齢期まで、一人ひとりのライフステージに応じた事業を展開してきました。また、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等でも、子どもへの教育を通じて保護者へも普及啓発をしてきました。引き続き、地域に密着した食育を推進するためには、地域のボランティアや関係機関・団体、事業所等と積極的に連携を図ることが必要です。そして、飲食店等における栄養情報の提供、給食施設の支援等を推進し、食環境の整備を図ることも重要です。

市民自らの取組み

- 家族や仲間と食卓を囲んで、楽しく食事をしましょう。
- 低栄養予防、減塩、適正体重に気をつけた食事を心がけましょう。
- 朝ごはんをしっかり食べて、規則正しい生活リズムをつくりましょう。
- いろいろな食品を食べ、栄養バランスのとれた食事をしましょう。
- 歯・口腔の健康を保ち、よく噛んで味わいながら食べましょう。
- 食に関する情報を得て自ら選択しましょう。

市の取組み

（１）楽しく食べることの推進、望ましい食習慣と知識の習得

健全な食生活を送るためには、まず望ましい食習慣を身につけることが重要です。食生活改善推進員などボランティアを含めた多様な方面から望ましい食生活の啓発を図ります。

家族や仲間と楽しい食事の時間を過ごすことで、食への関心や大切さの理解を深めます。ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、家族が一緒に食事をする時間の創出と習慣づくりに努めます。

また近年、防災意識の高まりから、非常時への備えに関心が高まっています。食料備蓄の取り組み方や献立例等、食に関する情報提供や啓発を引き続き、推進します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
一人ひとりにとって望ましい食事の理解の推進 健康教育やイベント、食生活改善推進員の地区組織活動等において、食事バランスガイド等を用い、市民にバランスの良い食事をすることの大切さを広めます。また、外食や中食の正しい選択方法等を普及啓発します。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
食を通じたコミュニケーションの推進 家族・仲間が食卓を囲み食事をすること（共食）の大切さを広めます。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
朝ごはんをとることの普及啓発 朝ごはんレシピを配布するなど、食育活動の中で普及啓発をします。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
野菜をとることの普及啓発 バランスの良い食事をするため、簡単野菜レシピを紹介するなど、野菜のとり方について食育活動の中で普及啓発をします。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
若年者を対象とした食育の推進 大学等と連携を図り、若年者をターゲットとした食育活動を展開します。	○			○		健康支援課

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
ワーク・ライフ・バランスの推進 「九都県市仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進キャンペーン」などを実施し、働き方を見直して家族で食卓を囲む習慣づくりを推進します。	○			○		男女共同参画課 幼保支援課
思春期保健対策事業 思春期の子ども及びその親に対して、思春期の心と体の発達を理解し、自分の体を大切にすることを学ぶ教室を実施します。			○	○		健康支援課 （各保健福祉センター健康課）
「青少年の日」「家庭・地域の日」の推進 家庭における家族でのつながりや親子で触れ合う機会を設けるとともに、食の大切さを親子で考える機会として、「お弁当の日」を実施します。		○	○	○	○	保健体育課
「青少年の日」である毎年 9 月の第３土曜日に、「青少年の日フェスタ」を開催し、青少年のコミュニケーション力を高めるとともに、青少年と家庭・地域のつながりを深める機会を提供する中で、お弁当づくり教室、お菓子づくり教室の開催、市内産新鮮野菜の販売など、食を通じての青少年と家庭・地域のつながりを推進します。						健全育成課
災害等の非常時に備えた食に関する普及啓発 食料備蓄の取り組み方や献立例など、災害等の非常時に備えた食に関する情報提供や啓発を行います。	○	○	○	○	○	防災対策課 健康企画課 健康支援課 （各保健福祉センター健康課）

（２）妊産婦と乳幼児等への食育の推進

妊娠期・授乳期からの正しい食生活を推進するとともに、妊産婦向けに、必要な知識や情報を提供し、乳幼児期からの食事の大切さの理解を深めます。

乳幼児の発育・発達段階の節目ごとに、子どもの年齢に応じた栄養指導の充実を図り、肥満、やせなど子どもの身体状況にも気を配ります。また、保護者同士の交流の機会を増やし、情報提供や相談体制を充実します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
離乳食教室 望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀しゃく力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について支援します。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）
母親＆父親学級 「食事バランスガイド」等を活用して、妊娠期・授乳期における望ましい食習慣について支援します。				○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）
妊産婦・新生児訪問指導 助産師等訪問指導員が、訪問を希望する妊産婦・新生児の家を訪問し、出産・育児等に関わる様々な相談に応じます。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）
乳幼児健康診査 ４か月、１歳６か月及び３歳児健康診査において、乳幼児とその家族の望ましい食習慣の啓発やニーズに応じた栄養相談等を実施します。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）
小児肥満相談 ３歳児健康診査からスクリーニングされた肥満度 15%以上の子どもとその家族に対して食事や運動等の相談を実施します。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）
子育て中の保護者への情報提供･相談 子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、保健福祉センター等で子育て中の保護者に対し、食に関する情報を提供するとともに、育児や食事の相談に応じます。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課） 幼保支援課 幼保運営課
【新規】産後ケア事業 産後４か月までの母子を対象に、医療機関等への宿泊や家庭訪問を通じて、助産師が様々な相談に応じます。	○			○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）

（３）健康づくりのための食育の推進

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、栄養相談の充実を図ります。管理栄養士、保健師、歯科衛生士など多くの分野が連携し、健康と食生活への関心を高め、広く食育の推進につなげます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
栄養相談 食生活の見直し、調理方法や工夫の仕方、健康状態にあわせた食事内容など保健福祉センター等の管理栄養士が個別相談に応じます。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
食の実践教室 生活習慣病予防や各ライフステージにおける望ましい食生活の普及啓発を調理実習を通じて行います。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
健康教育・相談 生活習慣病の予防、その他健康に関する知識を得るための講演会や教室を開催しています。また、管理栄養士・保健師・歯科衛生士が、健康に関する個別の相談に応じます。				○		健康支援課（各保健福祉センター健康課）

（４）高齢期における食育の推進

健康寿命の延伸を目標に、食の面から介護予防を推進します。低栄養、ロコモティブシンドローム、フレイルなどの周知、啓発を図り、介護状態になることへの予防につなげます。

食を通じた交流の場に、多くの高齢者に参加してもらうことを目指す取組みが必要です。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
介護予防教育・相談 栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を行います。また、管理栄養士、保健師、歯科衛生士が、介護予防に関する個別の相談に応じます。					○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
食事セミナー いつまでも、健康な生活を送るために、管理栄養士による講義やレシピ紹介、調理実習、自宅でできる簡単な運動などについて学ぶ教室です。					○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
【新規】地域支え合い型通所支援 通所支援（例：体操、サロン等を通じた日中の居場所づくり等）に対する補助を通して地域における共食の機会を増やすことを支援します。					○	高齢福祉課
【新規】高齢者の低栄養防止事業 千葉市国民健康保険の特定健康診査受診結果から低栄養が疑われる高齢者（65-74 歳）に対して、基本チェックリストを送付し、返送があった者を介護予防事業につなげ、介護予防及び健康増進を図ります。					○	地域包括ケア推進課 健康保険課

（５）歯科保健活動における食育の推進

健全な口腔機能を保ちながら、いつまでも自分の歯で噛み、ゆっくり味わって食べられることは健康寿命の延伸への第一歩です。乳幼児期、小中学生のころからよく噛んで食べることの大切さの理解と習慣づけを推進します。歯科医師会等と連携して指導、普及啓発の機会を増やし、望ましい口腔ケアを理解し実践できるよう支援します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
ヘルシーカムカムの開催 「歯と口の健康週間」（６月４日～10 日）に歯科医師会と共催でイベントを開催し、むし歯や歯周病による歯の喪失予防や口腔機能の維持・向上を推進するための普及啓発を行い、市民の生涯にわたる健全な口腔保健の確立を図ります。	○	○	○	○	○	健康支援課
乳幼児期の噛む力・飲み込む力の育成 乳幼児健康診査や２歳児むし歯予防教室、幼稚園等歯みがき指導などの各種歯科保健事業を通じ、乳幼児が正しい口腔機能を獲得するための支援を行います。	○			○		健康支援課（各区保健福祉センター健康課）
妊産婦歯科健診 妊産婦に対し、妊娠中と産後に各１回歯科健診を実施し、口腔衛生の普及啓発及び歯科保健の意識向上を図ります。				○		健康支援課
口腔ケア事業 歯科医院において口腔機能の評価、相談・指導を行い、高齢者の口腔機能の維持・向上を図ります。					○	健康支援課
歯っぴー健口教室 高齢者の口腔機能の維持・向上のためのプログラムを提供するとともに、日常的に実践できるよう支援します。					○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
学校歯科事業 歯科衛生士が、小・中学校で実施する口腔衛生指導を通じ、噛むことの重要性について普及啓発を図ります。		○	○	○		保健体育課

（６）地域における「食」を学ぶ機会の充実

普段あまり料理をしない人や、食への関心の低い人が気軽に食に関するさまざまな体験や学習ができ、地域でのつながりを持てるよう、地域の身近な場所で料理教室や講座等を実施し、食への関心を高めます。

また、食生活改善推進員が実施する地域における食育活動を支援します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
男性料理教室 公民館において、料理初心者の男性を対象に、調理に関する知識や技術を習得するための講座を開催します。				○	○	生涯学習振興課
食生活改善推進員による地区組織活動支援 地域における食育の推進を担う食生活改善推進員が親子料理教室や食生活改善教室等の地区組織活動を実施します。	○	○	○	○	○	健康支援課 （各保健福祉センター健康課）
公民館等での食育講座 市民が利用しやすい、公民館・保健福祉センター等で子どもの調理体験や生活習慣病予防のための食生活等をテーマとした食育講座を実施します。	○	○	○	○	○	健康支援課 （各保健福祉センター健康課）
子どもや親子を対象としたお菓子作り等料理教室や、主に成人を対象とした健康づくり料理教室を実施します。						生涯学習振興課
ときめきサタディ 千葉市内の小中学生の体験学習や異学年の交流を目的とした「ときめきサタディ」において、千葉市食生活改善推進員等による、お菓子作りや料理教室で健康な食生活に関する講座を開催します。		○	○	○		南部青少年センター （生涯学習振興課）
わくわくカレッジ 青少年・一般市民の生活文化向上と健全な仲間づくり及び連帯感の高揚を図ることを目的とした「わくわくカレッジ」において、食生活改善推進員等による食に関する講座を開催します。			○	○	○	南部青少年センター （生涯学習振興課）

（７）食品関連事業者等と連携した食育の推進

飲食店やスーパーマーケットなどの食品関連事業者と連携し、市民が外食等においても健康に留意した健全な食事が出来るよう情報等を提供します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
栄養情報提供店の普及 飲食店等が外食、惣菜、仕出し弁当等に栄養成分表示をするとともに、ヘルシーメニュー、ヘルシーオーダー、健康づくりに係る情報提供に取り組めるよう支援します。			○	○	○	健康支援課 保健所食品安全課
給食施設指導 給食施設に対して利用者の状態に応じた適切な栄養管理ができるよう必要な援助・指導を実施し、利用者の健康づくりを支援します。	○	○	○	○	○	健康支援課 保健所食品安全課
プロから学ぶ食育 調理師会等と連携し、専門家等から直接指導を受けることができる料理教室を実施します。		○		○		健康支援課 （各保健福祉センター健康課）

２　保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

基本目標 2　基本目標 3

現状と課題

乳幼児期は、生活リズムや食習慣の基礎を形成し、学童期から思春期にかけては、食への関心や判断力を養い、望ましい食習慣が確立する重要な時期です。

子どもたちが健康に育つためには、家庭での食生活が重要となってきますが、社会状況の不安定さや生活の多様化等に伴い、各家庭における子どもたちの食習慣の乱れが、様々な問題を引き起こすことも少なくありません。保護者の食への意識の向上が子どもの将来の食生活に大きな影響を与えることもあります。保護者の食生活の改善を促す啓発や食に対する知識の提供、家庭での環境改善が必要となっています。

また、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等も、子どもたちが健全な食習慣を身につける場であり、大きな役割を担っています。また、子どもたちへの食育を通じて保護者がともに学ぶことで、家庭の食生活へ良い波及効果をもたらすことも期待できます。

これまで、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等では、関係職員等の共通理解のもと、家庭、地域等と連携しながら、子どもたちの発達段階に応じた食育に取り組んできましたが、今後さらに、学校給食の充実をはじめ、料理体験や農業体験など食に関する学習や体験活動を数多く経験するなど、食習慣を身につける施策の推進が必要です。

市民自らの取組み

- 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践しましょう。
- 友達や家族と楽しく食事をしましょう。
- 食事のマナーや「いただきます」のあいさつの習慣を身につけましょう。
- 食事の準備や後片づけを手伝いましょう。
- 調理や栽培体験を通して、「食」の楽しさ、大切さを実感しましょう。

市の取組み

（１）保育活動や教育活動を通じた食育の推進

保育所、認定こども園、幼稚園、学校等では、各施設の実状に応じた全体的な食育計画を策定し、関係職員、教諭間での共通理解、多分野の職員間の連携を図り、子どもたちの年齢・発達段階に応じた食育を推進します。

- ◆ 保育所・認定こども園等では、管理栄養士、保育士・保育教諭、看護師等が連携し、離乳食や食物アレルギーへの対応、身体・発育状況や食事のマナーなど、保護者に対して必要な知識の提供と指導を行います。
- ◆ 幼稚園等では、野菜の栽培などの体験学習を通じて食べ物の大切さと感謝の気持ちを育てます。また、先生や友達と一緒に楽しく食べることにより、食べることに興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちを育てます。
- ◆ 学校では、成長期にある児童生徒の健康な心身をはぐくみ、栄養教諭が中心となって、食に関する指導を通じて、食生活に関する正しい知識・技能を身につけ、望ましい食習慣の基礎づくりを目指します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
食育計画の作成 「保育所保育指針」や「保育所における食育に関する指針」に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう全体的な計画及び指導計画に位置付けられた食育の計画を作成します。	○			○		幼保運営課
保育を通じた食育活動 全職員が専門性を活かし、「食育計画」に基づいて、保護者と連携しながら、子ども一人ひとりの発育・発達に応じた食育を推進します。	○			○		幼保運営課
管理栄養士等による個別指導 管理栄養士、保育士・保育教諭、看護師等が連携し、離乳食や食物アレルギーへの対応、偏食、肥満、マナーなど個別の面接指導を実施します。	○			○		幼保運営課

２　保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
私立幼稚園における食育活動	○					幼保支援課
野菜の栽培、「食育のつどい」への参加など、食に関する体験活動を通じて、食に関する興味･関心や食べ物を大切にする心と感謝の気持ちを育てます。また、楽しく、和やかな雰囲気の中でお弁当や給食をとる環境を整えることで、進んで食べようとする気持ちを育て、望ましい食習慣を形成します。						
食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成・見直し		○	○			保健体育課
学校における食育は、家庭科（中学校：技術家庭科）、体育科（中学校：保健体育科）等の各教科、給食の時間、特別活動のさまざまな教育内容に密接に関わっているため、食育の目標や具体的な取組みの方針を示した全体計画が重要であり、各学校におけるその作成と実効性のある計画にするための見直しを図ります。						
栄養教諭等を中心とした食育の推進		○	○	○		保健体育課
各学校においては、校長のリーダーシップのもと、全職員が連携・協力しながら、栄養教諭等が中心となって食育を推進すると同時に、栄養教諭等の授業への参画が一層進むよう働きかけます。						
食に関する指導（授業）		○	○	○		教育指導課 保健体育課
体育科や家庭科等の年間指導計画に基づき、学級・学科担任等は、栄養教諭等と連携し、教科等の特質を生かした授業や、学校給食や食育に関する教材を活用し、栄養バランスのとれた食事の大切さや基礎的・基本的な調理技術、食に関する知識、食文化について指導します。						
食に関する個別的な相談指導		○	○	○		保健体育課
肥満、やせ、偏食、食物アレルギーについて個別に相談することが望ましい場合は、保護者はもとより、学級担任、養護教諭、栄養教諭等、学校医等学校全体で連携し、望ましい食習慣の形成に向けた個別的な相談指導を実施します。						

（２）指導体制の充実

関係職員等が連携・協力し、保育活動や教育活動全体で食育の推進に取り組むために、研修を実施し、指導力の向上と指導体制の充実に努めます。

また、食物アレルギーについて、対応マニュアル等の整備や研修を実施し、栄養教職員や給食指導主任等、関係職員の共通理解を図ります。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
職員研修の充実		○	○	○		幼保運営課
保育所・認定こども園等における魅力ある効果的な食育の推進に向け、管理栄養士や保育士・看護師等の職員を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導等の研修を行います。 食物アレルギーについて正しい知識の普及と「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に関する研修を行います。						
安全安心で魅力ある学校給食の提供や学校における食育の推進のため、栄養教諭等や、給食指導主任等を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導、食物アレルギー等の研修を行います。						保健体育課

（３）給食を通した食育の充実

各保育所・認定こども園等では、特色ある給食の充実に取り組み、食事を通して、知育・徳育・体育の基礎を培うことができる環境づくりを推進します。

学校では、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、献立内容を各教科等の食に関する指導に関連づけ、学校給食が「生きた教材」として活用されるよう充実を図ります。

また、学校給食に地元農畜産物を積極的に活用するよう栄養教諭等にも働きかけ、給食を通じて生産者の苦労や地元農畜産物、郷土食や行事食の情報を伝えるとともに、郷土愛や地域文化、伝統に対する理解を深めます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
特色ある保育所・認定こども園等給食	○					幼保運営課
旬の食材を取り入れ栄養バランスのとれた献立を作成し、発達段階に応じた食事形態の給食を実施するとともに、一人ひとりに合った援助をします。 食に関する調査を実施して、子どもの現状を把握し、献立内容の充実および望ましい食習慣へつなげます。						
学校給食を生きた教材として活用した食育の推進		○	○	○	○	保健体育課
成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、献立内容を各教科等の食に関する指導に関連づけ、学校ごとに特色のある多彩な献立を考え、学校給食が「生きた教材」として活用されるよう充実を図ります。また、食品を選択する能力や社会性を育むため、異学年交流給食や行事食、地域の人を招いた招待給食、栄養のバランスを考えて料理等を選択する、バイキング、セレクト給食など、学校ごとに形態を工夫した給食を実施するよう働きかけます。						
市内産農畜産物を導入した学校給食の実施		○	○	○		保健体育課
新鮮な市内産農畜産物を学校給食の食材料として関係機関と連携し、計画的に取り入れ、地元農業への理解を深め、感謝の心をはぐくみます。 食育の日（６月 19 日）や市民の日（10 月 18 日）等に、市内小・中・特別支援学校全校において、市内産農畜産物を取り入れた特別メニューを実施します。						
職員への地場農畜産物に関する理解向上		○	○			農政課
栄養教諭等に対し、市内産農畜産物についての知識向上を図る機会をつくり、学校給食での市内産農畜産物の利用拡大を推進します。						

（４）農業体験や食品の調理等の体験活動の推進

野菜の栽培や収穫、田植えや稲刈りなどの農業体験、地引網や作物の収穫、クッキング保育や親子料理教室等を通じ、生産から消費までの一連の流れを体験し、食への関心と理解を深め、自然の恵みや、生産者や調理する人等への感謝の気持ちを育みます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
栽培・収穫体験 乳幼児が栽培・収穫活動を体験し、野菜を見たり育てたりする喜びを実感することで「食」への興味を育てます。	○					幼保運営課
クッキング保育（調理体験） 食材に目を向け、自分でかかわった料理を食べる楽しさやうれしさを体験し、調理することに関心を持つようにします。	○					幼保運営課
農業体験 農業体験等を通して、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深められるようにします。		○	○			教育指導課
小学生の農山村留学事業 訪問した地域の方々との交流や自然体験、農林漁業につながる活動等、地域の特色を生かした体験活動を行い、作物の収穫や収穫物を使っての調理、郷土料理づくり等をとおして、「食」への関心と理解を深めます。		○				教育指導課

（５）保護者への普及啓発、地域との連携

子どもたちが日々、健康的な食生活が送れるよう、保護者に対して栄養バランスのとれた献立表や地域で親しまれている食のレシピ等の情報提供を行い、食育について理解を深めることを促進します。あわせて、若い時期から生活習慣病を予防するために、保護者自身の望ましい食生活及び地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等の継承・伝承について普及啓発を行います。

また、地場農畜産物を使った学校給食の試食会の実施など、地域と連携を図って地域の農畜産物の紹介をするとともに、地産地消を推進し、安全安心で新鮮な食材の提供を図ります。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
給食の展示 給食について親子で会話し、食に関心を持ってもらうことや、子どもが食べる食事量の目安になるよう、保育所・認定こども園等で給食を展示し、作り方等を紹介します。	○			○		幼保運営課
ホームページでの情報提供 食育ホームページ“おいしい！元気！ちばキッズ”で、離乳食・幼児食のレシピや保育所での食育活動の様子などの情報を発信します。	○			○		幼保運営課
食育だよりなどを通じた情報提供 お弁当のメニューや家庭での食事など健全な食生活に役立つ情報のＰＲを行います。	○	○	○	○		幼保運営課 保健体育課
家庭配付献立表を活用した情報提供 家庭での食育の関心を高めるため、献立表に、旬の食材を使ったレシピや、郷土料理の紹介など、食育に関する情報提供を行います。	○	○	○	○		幼保運営課 保健体育課
【新規】「地産地消」学校給食の試食会開催 地場農畜産物を使った学校給食の試食会を開催し、学校給食や食育の状況、課題について広く市民への共通理解を図ります。				○	○	保健体育課

３　地産地消の推進、環境にやさしい食育の推進

基本目標 2　基本目標 3

現状と課題

本市の農業は、温暖な気候と広大な農地を活かした都市農業として営まれ、市内はもとより首都圏に、新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給しています。しかし、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあります。

生産者の顔が見える、安全安心な農畜産物が新鮮なうちに、食卓に並ぶ環境を整えることは健康的な食生活を送る上で大変重要です。短い輸送時間で、直売所や身近な場所で気軽に安く手に入れられるように、「地産地消推進店登録制度」を推進し、地産地消の普及に取り組んできました。

他にも学校給食に市内産農畜産物を積極的に使用し、子どものころから地元産農畜産物に慣れ親しみ、農業と食への理解や関心を深めるとともに地元に愛着を持てる食育を進めてきました。

また、多くの市民に農畜産物の収穫を体験してもらうことにより、生産者を身近に感じる機会をつくる取組みを引き続き推進し、食べ物の大切さや感謝の気持ちを持ってもらうことも食育の推進に欠かせません。

食べ物に対し、「もったいない」という感覚を持ち、食品の食べ残しや廃棄を少なくする工夫や、長く保存する方法、食のリサイクルという考え方を啓発し、市民が学ぶ機会を提供することにより、環境に配慮した食教育の推進につなげます。

市民自らの取組み

- 市内産農畜産物を利用し、味わいましょう。
- 食文化、和食、行事食、郷土料理、家庭料理の理解を深めましょう。
- 農畜産物（食べ物）への感謝の気持ちを持ちましょう。
- 環境を考えた食生活を実践しましょう。

市の取組み

（１）市内産農畜産物への理解の促進

食の大切さについて理解と関心を深め、感謝の気持ちを育むために、市内産農畜産物の生産過程を子どもだけでなく、保護者とともに体験する機会を設け、理解を促進します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
消費者への「農育」の実施 市内農業や農畜産物、地産地消の「食」への関心・理解を得るため、消費者に対し、農政センターでの学童体験農園の実施や親子農家１日体験、小学校などへの出張授業など農業を通じた「農育」を実施します。 【対象事業】 ・学童体験農園 ・親子農家１日体験	○	○	○	○		農政課
生産者による出張授業 生産者が小学校などを訪問し、市内産農畜産物の栽培から収穫・出荷までの仕事や苦労、食の大切さなどについて授業を実施し、子どもたちの「食」と「農」に対する知識と関心を深めます。		○	○	○		農政課 保健体育課

（２）地産地消の推進

地産地消の推進にあたり、「地産地消推進店登録制度」を設け、登録事業者を市民に広く周知します。新鮮な市内産農畜産物を手軽に食べたり、手に入れることができるように制度の推進に努めます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
千葉市産農畜産物の見える化 市内産農畜産物を知ってもらい、購入・飲食できる機会を増やすため、企業・団体・生産者と連携し、フェアやふれあい市を通じて千葉市産農畜産物のＰＲの実施や、「地産地消推進店登録制度」を推進し、市内産農畜産物を取扱う店舗の情報を市民に向けて周知します。	○	○	○	○	○	農政課
給食への市内産農畜産物の導入 小・中学校等の学校給食において、関係機関と連携し、さらに市内産農畜産物の利用拡大を図ります。また、市内産米を活用した米飯給食を推進します。		○	○	○		農政課 保健体育課

（３）生産者と消費者との交流と体験活動の促進

農作物の栽培等の体験活動や、農畜産物直売所での生産者と消費者との交流を通じて、食や農業への理解を深めるとともに、自然の恩恵や生産者の苦労・努力を認識し、食への感謝の気持ちを育みます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
農業体験の参加・利用の促進 市民が気軽に農業に触れられる機会として、農業体験企画の実施や支援を行うとともに、観光農園・市民農園、所管する農業関連施設のＰＲや利用を促進します。 【対象事業】 ・市民農園、観光農園等の農業体験施設のＰＲ ・富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園での農業体験等の実施 ・ふるさと農園での農林業体験教室の実施	○	○	○	○	○	農政課

（４）地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及

地元でとれる農畜産物を活かした献立や郷土料理、行事食等の普及を図り、地元の伝統的な作法とともに食文化を伝承します。

また、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う６次産業化に取り組み、名産品などのブランド化を進め、地産地消の推進と地域の活性化を図ります。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
郷土料理の普及啓発 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等について普及啓発します。	○	○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課）
伝統野菜の継承 土気からし菜など伝統野菜の種の系統維持を行うとともに、地域資源としてのブランド化の推進（官民連携による「とけからちゃんの漬物」の生産・商品化）や生産者による漬物教室の開催など地域での普及に取り組みます。また栽培講習会の開催を通じ、担い手への技術支援を行います。	○	○	○	○	○	農政課

本市の農畜産物

○本市で生産されている主な品目

【野菜】
春夏ニンジン、秋冬ニンジン、サトイモ、コマツナ、ホウレンソウ、キャベツ、ネギ、バレイショ、トマト、イチゴ、サラダ菜

【穀類】
コメ、ラッカセイ

【花き】
洋ラン・観葉植物・シクラメン・花壇苗

【果樹】
クリ・ブドウ・ナシ・ブルーベリー

【畜産】
酪農、養豚、養鶏

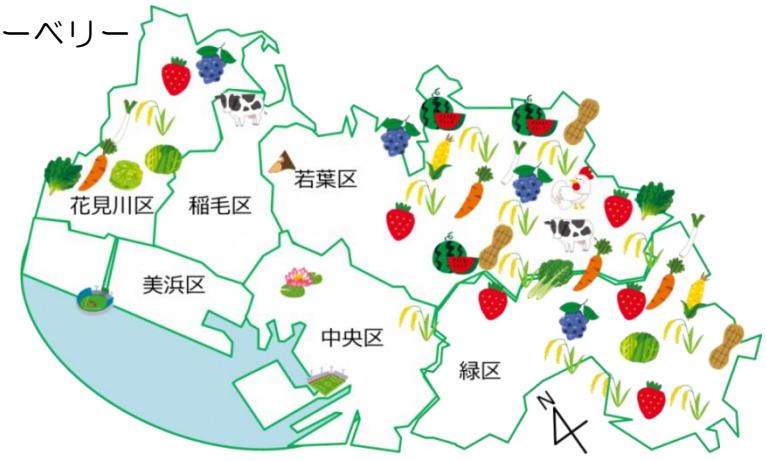

（５）環境にやさしい食育の推進

環境に配慮した食育を推進するため、料理講習会などを開催し、エコ料理の普及を図ります。

また、食品ロス問題に対し、学校や地域における環境学習、イベントなどを通じて、市民一人ひとりが食品ロス削減に取り組むことができるよう、食品ロスの現状やその削減の必要性について、情報提供及び普及啓発に努めます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
エコ料理の普及啓発 一人ひとりが「買い物」「料理」「片づけ」において環境を考えた食生活を送れるよう、食材やエネルギーの無駄を減らす「エコ料理」の普及啓発をするためにエコレシピ料理講習会を実施します。		○	○	○	○	健康支援課（各保健福祉センター健康課） 廃棄物対策課
３Ｒ教育・学習の推進 **Reduce・　Reuse・　Recycle** **（発生抑制）　（再利用）　（再生利用）** 保育所等での未就学児を対象とした啓発活動「へらそうくんルーム」や、小学４年生を対象とした「ごみ分別スクール」において、ごみの減量や再資源化を学んでもらうとともに、食べ物を大切にすることを伝えます。	○	○	○	○		廃棄物対策課
生ごみの減量・再資源化の推進 生ごみ減量処理機等購入助成により、市民への生ごみ減量処理機等の普及促進を図ります。また、生ごみ減量に関するパンフレットの製作・配布により広く市民に生ごみの減量・再資源化の周知を行います。				○	○	廃棄物対策課
生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣 生ごみ資源化アドバイザーを養成・派遣して、効果的な資源化を推進します。				○	○	廃棄物対策課
【新規】学校における食品ロス削減の啓発 人間形成に多大な影響を与える少年期において、食品ロスの現状を認識して食べ物を大切にする習慣づけを促すとともに、児童・生徒をもつ各家庭への間接的な波及を図るため、小・中学校において食品ロス削減の普及啓発を実施します。		○	○	○		廃棄物対策課
【新規】食品ロス削減に係る周知啓発の実施 食品ロス削減啓発をはじめとした、ごみ減量キャンペーンを開催し、広く市民に啓発を行います。 また、市内ホテルや飲食事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取組みを行う食べきりキャンペーンを実施します。		○	○	○	○	廃棄物対策課

4　食の安全・安心に関する情報の提供

基本目標 2

現状と課題

消費者の食の安全・安心志向の高まりを受けて、自治体は正しい情報を適切に消費者へ提供する必要があります。これまで、ホームページや広報紙など各種媒体により情報の提供や啓発を実施します。

また、関係団体と連携した取組みなどを通じて、食品の安全性に関する情報を市民や事業者へ提供してきました。

今後は、多様な情報をもとに市民一人ひとりが、必要な情報を正しく選択、判断し、健全な食生活を送ることができるよう、食に関する知識を持てるようにしていくことが重要です。

市民自らの取組み

●食の安全の知識を持ち、自分で判断する力を身につけましょう。
●正しい手洗いや食材・調理器具の衛生的な取扱いを身につけましょう。

市の取組み

（１）食品の安全性に関する情報の提供

市民が、食品の安全性に関する基礎知識を持ち、自ら判断できるよう情報提供を行います。また、市民、食品関係事業者、行政が相互に情報及び意見を交換する機会を設け、市民の食への理解と関心を深めます。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
食に関する講座・啓発の実施 講座や啓発を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。	○	○	○	○	○	消費生活ｾﾝﾀｰ
食品衛生に関する講習会の実施 事業者や従業員向けの講習会を実施するほか、市民等からの依頼に職員を派遣し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図ります。	○	○	○	○	○	生活衛生課
リスクコミュニケーションの推進 食の安全に関する講演会、食品衛生監視指導計画に関する意見交換会等を実施します。	○	○	○	○	○	生活衛生課
ホームページ等による情報提供 ホームページ、情報紙、パンフレットなど各種媒体を用いて食品の安全等に関する情報提供を迅速かつわかりやすく提供します。	○	○	○	○	○	消費生活ｾﾝﾀｰ 生活衛生課
食品衛生監視指導計画策定・結果公表 保健所等が実施する食品営業施設等の立入検査や食品、添加物等の試験検査について年間計画を策定し、その結果を公表します。	○	○	○	○	○	生活衛生課
食品衛生に関する広報活動の実施 食中毒予防パレード、市政だより等により、食品衛生に関する広報活動を実施します。	○	○	○	○	○	生活衛生課
自主的な衛生管理体制の推進 食品衛生推進員による巡回指導を通じ、ＨＡＣＣＰ制度化の周知及び制度化後の事業者による自主的衛生管理の推進を図ります。	○	○	○	○	○	生活衛生課
【新規】ちばし消費者応援団 ちばし消費者応援団事業を通じて食育に関する活動を行う団体や個人の支援を実施します。	○	○	○	○	○	消費生活ｾﾝﾀｰ
【新規】食品表示法に基づく食品の表示指導 食品関連業者に対して原料原産地表示、アレルギー表示、栄養成分表示など適切な食品表示を行うよう指導します。また、消費者に対して正しい表示の知識を普及啓発するためホームページ等で情報提供します。	○	○	○	○	○	健康支援課 生活衛生課 保健所食品安全課 農政課

５　食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

基本目標 3

現状と課題

これまで、毎年６月の食育月間での「食育のつどい」で食育関係団体の協力のもと、イベントを開催するなど、食育推進運動の充実に努めてきました。また、食育を含めた健康づくりのイベントも開催するなど、積極的に市民が食育とふれあう機会を作り、普及啓発に努めてきました。

しかし、市民の食育への関心は、第２次計画策定時よりも低下しており、「食育月間」や「食育の日」の認知度も低いことから、今後も更なる食育推進運動の展開が必要です。

また、食育推進のボランティアである食生活改善推進員は、ここ数年増加傾向にあり、今後も食生活改善推進員を含めた食育推進のためのボランティアを増やし、地域に密着したきめ細かな活動を展開します。

市民の食育への関心度を高め、食育を推進するためには関係団体の連携が必要であり、日頃から常に問題意識を共有し、一体的な活動を効果的に展開することが今後の課題です。

市民自らの取組み

- 家族や仲間と「食」について話す機会を設けましょう。
- 「食」に関するイベントや料理教室等に参加してみましょう。
- 「食」に関するボランティア活動等に参加してみましょう。

市の取組み

（１）食育推進運動の展開

家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など食に関わる関係機関・団体等と連携・協力して、食育推進活動を展開します。６月の「食育月間」および毎月 19 日の「食育の日」等の機会をとらえたイベント等を開催し、重点的に食育を推進します。

また、ホームページや SNS、各種広報媒体等を通じて、食に関する適切な情報を発信し、積極的に普及啓発します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
食育のつどい 毎年６月に関係機関・団体と連携したイベント「食育のつどい」を開催します。	○	○	○	○	○	健康支援課
市民健康づくり大会 体育の日から始まる一週間の「市民健康づくり週間」に、健康づくり運動の推進団体と連携して、栄養・食生活等をテーマに「市民健康づくり大会」を開催します。	○	○	○	○	○	健康支援課 （中央保健福祉センター健康課）
食育総合ホームページの充実 ホームページにおいて保育所、認定こども園、幼稚園、学校や関係機関・団体等の取組み、食の安全、地産地消、健康づくりなど食育に関する情報を提供します。基本目標に沿ってホームページを整理します。 			○	○	○	健康支援課

（２）関係機関・団体等との連携・協力体制の確立

管理栄養士や市民ボランティアなど、各関係者が集まる連絡会を開き、意見交換することにより、密接な連携と協力体制を整えます。また、食育推進についての共通認識を持ち、一体的な食育推進運動を展開することができるよう、ネットワークづくりを推進します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
地域食生活連絡会 保健福祉センター、保育所、認定こども園、学校等の栄養士等で構成する「地域食生活連絡会」を開催し、地域における食のネットワークを構築します。食育の取組みについての情報交換や、食育教材・献立の作成等を行います。	○	○	○	○	○	健康支援課 （各保健福祉センター健康課） 幼保運営課 保健体育課
地域健康づくり支援ネットワーク事業 医療機関を始め、関係機関（団体）や地域住民等で構成する「区健康づくり支援連絡会」を開催し、健康づくり情報や地区の健康課題を共有し、市民への働きかけを行います。また、バランスのよい食事のとり方や生活習慣病予防等の情報を掲載した「区健康づくり支援マップ」を作成し、より一層の普及啓発を行います。	○	○	○	○	○	健康支援課 （各保健福祉センター健康課）
地域・職域連携推進事業 働き盛り世代の健康づくり推進のため、市内の事業所を対象に、健康診査やがん検診の受診率の向上、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策等を含めた生活習慣病の予防として、食育を含む健康づくりについて、地域保健と職域保健に関わる組織が連携し、情報発信を行います。				○	○	健康支援課

（３）食育推進に関わる人材の育成・支援

地域において食育活動の担い手となる専門職種やボランティアなどの増員を目指すと同時に、適切な研修を行い、資質向上を支援します。

取組み 内容	対象 乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	所管課
食生活改善推進員の養成・育成 食を通して地域の健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員の養成・育成を行います。				○	○	健康支援課 （各保健福祉センター健康課）

第５章　ライフステージに応じた食育の推進

1　ライフステージでみる課題と食育の方向性

食べることは、生涯を通して営まれ、生きる力の礎となるものです。
市民一人ひとりがその世代に応じた食習慣を身につけ、実践し、次世代に伝えていくことが大切です。そこで、ライフステージを以下のように区分し、その特徴をもとに行動指針を作成しました。

乳幼児期
0～5歳

身体が発育し、味覚や咀しゃく機能などの発達が著しい時期です。
生活リズムが形成されるこの時期は、保護者や周りの大人のあたたかく豊かな関わりが大切です。

学童期
6～11 歳

心身の発達が著しく、食への興味や関心が深まる時期です。
家族や友達と一緒に食事を楽しみ、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることが大切です。

思春期
12～19 歳

身体的、精神的変化が著しく、性差や個人差も大きい時期です。
家庭からの自立を控え、望ましい食生活を自ら実践する力を身につけることが大切です。

青年期
20～39 歳

就職や結婚、出産、子育て等により生活や環境が大きく変化する時期です。
適正体重の維持や自分にあった食事量を理解し実践することが大切です。また、次世代の子どもたちが健全な食習慣を実践できるよう育てることも重要です。

壮年期
40～64 歳

社会や家庭において重要な役割を担う時期ですが、働き盛りで忙しく、自分の健康に関心を持ちにくい時期でもあります。
食習慣を見直し、自らの健康管理に努め、生活習慣病を予防することが重要です。

高齢期
65 歳以上

生活環境の変化や、加齢に伴う身体の変化・体力の低下が見られる時期です。
自分にあった食生活を実践し、「食」を通じた交流の場を持つことが大切です。次世代に食文化や食に関する知恵を伝えることも重要です。

ライフステージに応じた食育の推進

つ　な　が

基本目標	目標ごとの目指す姿（行動指針）	乳幼児期（０～５歳）習得したいこと	学童期（６～11歳）習得したいこと
健康長寿の延伸につながる食育	**朝ごはんを食べる**	早寝・早起きなど生活リズムを整える	毎日朝ごはんを食べる
	食を楽しむ（共食）	誰かと一緒に食べることの楽しさを知る	家族や友人と食べる
	バランスのよい食事をとる	栄養バランスを知る	栄養バランスの良い 日常よく使用される食品を基本的な技能を身に付ける
	生活習慣病予防（低栄養予防、減塩、適正体重）	よく動きおなかがすくリズムを知る うす味に慣れ味覚を育てる	３食規則正しく食べることを実践する
	よく噛んで食べる	よく噛んで食べる	
	食に関する情報を得て選択する	いろいろな食品があることを知る	
生産から食卓までつながる食育	**食文化、和食、行事食、郷土料理（家庭料理）の理解を深める**	だしや和食の食体験をする	行事食・
	農作物（食べ物）への感謝の気持ちを持つ（「いただきます」マナー、あいさつ）	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを身につける	食事のマナーを
	市内産農畜産物を食べる・利用する	旬のものを味わう	市内産農畜産物 栽培・収穫を体験する
	環境を考えた食生活を実践する（片づけ、食品ロス）	自分が食べられる量を知る	３R（Reduce、Reuse、，
	・食の安全の知識を持ち自ら判断する ・正しい手洗い、食材・調理器具の衛生的な取扱いを身につける	正しい手洗い方法を知り身につける	
地域や関係者がつながる食育	**・関係機関・団体と連携し各ライフステージにあった食育推進運動を展開 ・食育推進に関わる人材の育成・支援**	「食」に関するイベントや教室、ボランティア	

る　食　育

思春期（12～19 歳）	青年期・壮年期（20～64 歳）	高齢期（65 歳以上）
習得したいこと	習得したいこと	習得したいこと
朝ごはんの大切さを理解し朝ご飯を毎日食べる生活の継続と内容の充実		朝ごはんを欠かさず食べる
ことを楽しむ	家族や職場、友人と楽しく食事をする機会を大切にする	家族、友人、地域の人等と一緒に食事を楽しむ
食事を理解し実践する 用いた調理に関する基礎的・	家庭、外食、中食様々な食事場面で主食・主菜・副菜をそろえる	
適正体重を知りやせ・肥満が体に与える影響を理解し望ましい食生活を実践する	定期的な健康診断を受け食事と運動でセルフコントロールする	低栄養を予防し、介護予防及び健康増進を図る
おやつや嗜好品からの食塩摂取にも気をつける		
よく噛んで食べる大切さを知り実践する 歯磨きを習慣化する		噛む力、飲み込む力を保つ
	食品の表示に関心を持ち、産地・栄養成分表示・添加物などを参考に選ぶ	
郷土料理を体験する	行事食や郷土料理を取り入れ、次世代へ伝える	
身につける	食事のマナーを次世代に伝える	
農林水産体験を通して食べ物や生産物に関心を持つ		
を知る	市内産農畜産物を積極的に取り入れる	
Recycle）を理解し実践する	食べ切れる量の食品を買い、無駄のないよう使い切る 食料、環境問題に関心を持ち食生活に反映させる	
食の安全を正しく理解し、日常生活に活かす		
活動等に参加してみましょう		

第６章　計画の推進にあたって

1　推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者等、食に関わる関係機関・ボランティア団体等が連携・協働して食育の推進に取り組んでいきます。

また、施策を総合的かつ計画的に推進していけるよう「千葉市健康づくり推進協議会　食育推進部会」において、調査・審議を行います。

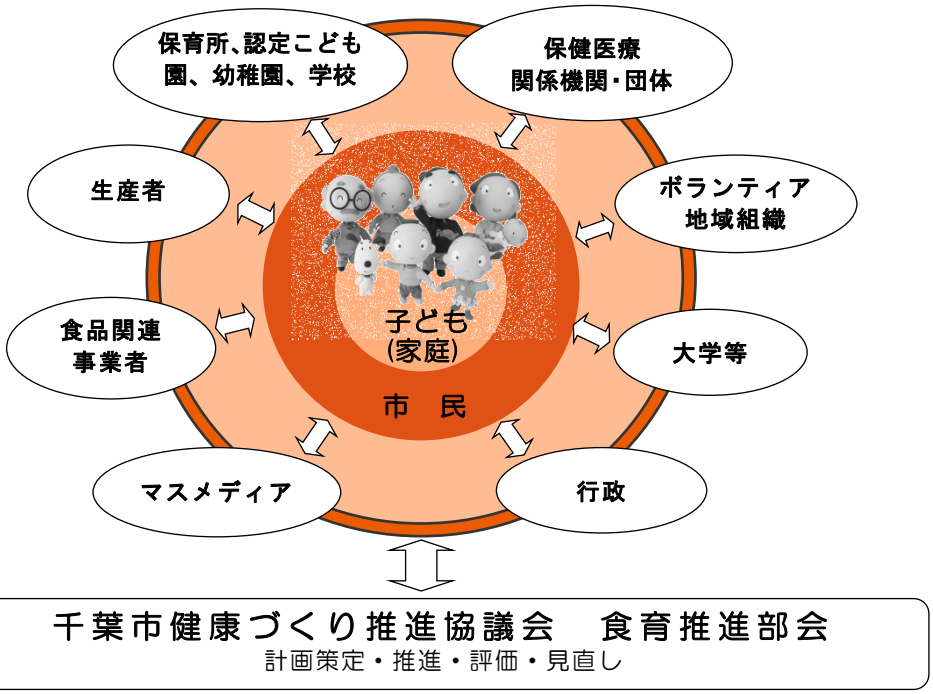

2　計画の進行管理と見直し

本計画の施策を効果的に推進していくため、「千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会」において、本計画の推進状況の確認と評価を、ＰＤＣＡサイクルの活用にもとづき、定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直し、課題の検討、評価等をし、施策の一層の充実に努めます。

また、本計画は食育基本法の基本理念と方向性に従い、作成時点での諸情勢を踏まえて作成したものです。国内外の社会経済情勢や、食育をめぐる諸情勢の変化、目標の達成状況や施策の推進状況等によって、計画の見直しが必要となることもあります。

このため、本計画では、必要に応じて見直しを検討するなど、柔軟に対応していきます。

資料編

1　千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会

（50 音順、敬称略）

		氏名	所属
1		安藤　裕子	日本チェーンストア協会関東支部（支部参与）
2		石川　進一	（公社）千葉市幼稚園協会（理事）
3		一条　玲子	千葉市ＰＴＡ連絡協議会（副会長）
4		伊藤　和彦	千葉みらい農業協同組合（常務理事）
5		大久保　雄子	生活協同組合コープみらい（４区ブロック委員長）
6	副部会長	大濱　洋一	（一社）千葉市医師会（副会長）
7		岡部　明子	（一社）千葉県歯科衛生士会（会長）
8		岸　憲秀	（公社）千葉市幼稚園協会（会長）
9		藏屋　勝敏	公募委員
10		小泉　聖子	千葉市小中学校長学校運営協議会（千葉市立千城台東小学校校長）
11		斉藤　浩司	（一社）千葉市歯科医師会（副会長）
12		斎藤　昌雄	千葉市畜産協会（会長）
13		坂口　いく子	千葉市食生活改善協議会（会長）
14		佐藤　道子	千葉市保育協議会（副会長）
15		杉﨑　幸子	（公社）千葉県栄養士会千葉地域事業部（企画運営委員長）
16		菱木　操	（公社）千葉市食品衛生協会（会長）
17	部会長	渡邊　智子	千葉県立保健医療大学（栄養学科長）

２　食育基本法の概要

１．目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

２．関係者の責務

（１）食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

（２）政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

３．食育推進基本計画の作成

（１）食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

①食育の推進に関する施策についての基本的な方針

②食育の推進の目標に関する事項

③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

④その他必要な事項

（２）都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

４．基本的施策

①家庭における食育の推進

②学校、保育所等における食育の推進

③地域における食生活の改善のための取組みの推進

④食育推進運動の展開

⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

⑥食文化の継承のための活動への支援等

⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

５．食育推進会議

（１）内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。

（２）都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

３　第３次食育推進基本計画の概要

○ 食育基本法（平成17年６月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
○ 平成 18 年３月に最初の計画を作成（平成 18 年度から 22 年度まで）し、第３次では平成 28 年度から 32 年度までの５年間について定める

○第３次計画のポイント

■（コンセプト）「実践の環を広げよう」
■「第１ 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に５つの「重点課題」を掲げる
① 若い世代を中心とした食育の推進
② 多様な暮らしに対応した食育の推進
③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

○第３次計画の概要

【第１ 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】
１．重点課題　(1)若い世代を中心とした食育の推進　(2)多様な暮らしに対応した食育の推進
(3)健康寿命の延伸につながる食育の推進　(4)食の循環や環境を意識した食育の推進
(5)食文化の継承に向けた食育の推進
２．基本的な取組方針　(1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
(2)食に関する感謝の念と理解
(3)食育推進運動の展開
(4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
(5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
(6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
(7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第２ 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成 32 年度までの達成を目指すもの）
１．食育に関心を持っている国民の割合の増加《現状値》75%⇒《目標値》90%以上
２．朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》週平均 9.7 回⇒《目標値》11 回以上
３．地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加《現状値》64.6%⇒《目標値》70%以上
４．朝食を欠食する国民の割合の減少《現状値》子供 4.4%⇒《目標値》0%
《現状値》20歳代～30歳代男性24.7%⇒《目標値》15.0以下
５．中学校における学校給食の実施率の増加《現状値》87.5%⇒《目標値》90%以上
６．学校給食における地場産物等を使用する割合の増加《現状値》地場産物を使用 26.9%⇒《目標値》30%以上
《現状値》国産食材を使用 77.3%⇒《目標値》80%以上
７．栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の割合の増加《現状値》国民５７．７%⇒《目標値》７0%以上
《現状値》若い世代 43.2%⇒《目標値》55%以上
８．生活習慣病の予防や改善のためにふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合の増加　《現状値》国民 69.4%⇒《目標値》75%以上
９．ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加《現状値》49.2%⇒《目標値》55%以上
10．食育の推進に関わるボランティアの数の増加《現状値》34.4 万人⇒《目標値》37 万人以上
11．農林漁業体験を経験した国民の割合の増加《現状値》36.2%⇒《目標値》40%以上
12．食品口ス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加《現状値》67.4%⇒《目標値》80%以上
13．地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加
《現状値》41.6%⇒《目標値》50%以上
《現状値》若い世代 49.3%⇒《目標値》60%以上
14．食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加
《現状値》国民 72.0⇒《目標値》80%以上
《現状値》若い世代 56.8%⇒《目標値》65%以上
15．推進計画を作成・実施している市町村の増加《現状値》76.7%⇒《目標値》100%以上

【第３ 食育の総合的な促進に関する事項】
１．家庭における食育の推進
２．学校、保育所等における食育の推進
３．地域における食育の推進(「「食育ガイド」等の活用促進」、「健康寿命の延伸につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」、「貧困の状況にある子供に対する食育推進」、「若い世代に対する食育推進」、「高齢者に対する食育推進」、「食品関連事業者等における食育推進」、「専門的知識を有する人材の養成・活用」)
４．食育推進運動の展開
５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
６．食文化の継承のための活動への支援等
７．食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

【第４ 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】
１．多様な関係者の連携・協働の強化
２．地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
３．積極的な情報提供と国民の意見等の把握
４．積極進捗状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
５．基本計画の見直し

4　用語説明

【あ】

◇**栄養教諭**：学校における食育の推進の中核的な役割を担う立場として、平成 17（2005）年に設けられた。職務として、食に関する指導（児童生徒の個別指導、学級担任等と連携した集団指導、職員、家庭、地域の連絡調整）と給食管理（栄養管理、衛生管理、検食、物質管理等）を一体のものとして行う。

◇**嚥下**（えんげ）：食べ物や飲み物を口に入れ、咽頭から食道、胃へ送り込む過程。

【か】

◇**学校栄養職員**：学校に勤務する栄養士であり、学校給食指導、調理従事員や施設等の衛生管理、学校給食の検食、学校給食用の物資の選定、購入、検収、保管、及び学校給食の食事内容や児童生徒の食生活の改善に関わる調査研究等を行うことを職務とする。

◇**給食施設**：病院や学校、保育所など特定多数の人を対象に食事を提供する施設で、本市では、保健所に届け出のある１回 50 食、１日 100 食以上の食事を提供する給食施設を指導対象としている。

◇**郷土食**：それぞれの地域の産物を上手に活用し、その風土に合った食べ物としてつくられ、伝えられてきたもの。

◇**欠食**：食事をとらないこと。

◇**口腔機能**：食べ物を味わう（口に取り込む、噛む、飲み込む）、話す、笑う（豊かな表情）、息をするなどの口が担う機能の総称。

◇**誤嚥**（ごえん）：本来気管に入ってはいけない物が気管に入ること。

【さ】

◇**歯周疾患**：細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で、歯と歯ぐきの間から入った歯周病菌が、歯肉に炎症をひき起こし、さらには、歯を支える骨を溶かしてしまう病気。

◇**主菜**：たんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆及び大豆製品等を主材料とする料理。

◇**主食**：炭水化物等の供給源である米、パン、麺を主材料とする料理。

◇**食品関連事業者**：食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者及び関係団体。

◇**咀**（そ）**しゃく**：食物を歯で噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすい大きさにして、食物の消化吸収を高めること。

◇**ソーシャルメディア**：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やブログに代表される、ユーザによる情報発信と情報共有によるコミュニケーションを特徴とする、インターネット上のサービス。

【た】

◇**低栄養**：体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀しゃく機能や嚥下機能が低下するなど、食事の量が少なくなり低栄養になりやすい。

◇**地産地消**：地元で生産されたものを地元で消費する。

◇**地産地消推進店登録制度**：地産地消に取り組む農畜産物直売所、飲食店、食品卸事業者を、消費者に分かるように登録する制度。

【な】

◇**中食**（なかしょく）：持ち帰りの惣菜や弁当、出前など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態。家庭で素材から調理する意味の「内食」、飲食店など外出先で食事をする意味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。

◇**生ごみ資源化アドバイザー**：生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした方を、生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣し、助言・技術指導等を行う。

◇**認定こども園**：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

【は】

◇**パブリックコメント手続**：市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続。

◇**ＨＡＣＣＰ（ハサップ）**：Hazard Analysis Critical Contorol Point の略称で危害分析重要管理点のことで製品の安全を確保する衛生管理の手法である。

◇**副菜**：ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源である野菜、いも、豆類（大豆を除く）、きのこ、海藻等を主材料とする料理。

◇**フレイル**：加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

◇**保育所における食育に関する指針**：平成 16（2004）年３月に作成された保育所保育指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所の目標とし、子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されている。

【ま】

◇**メタボリックシンドローム**：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか２つ以上をあわせもった状態。

【ら】

◇**ライフステージ**：年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。

◇**リスクコミュニケーション**：あるリスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすること。

◇**６次産業化**：農業者が生産（１次）・加工（２次）・販売（３次）まで主体的に行い、多角化・高度化する取組み。

【わ】

◇**ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）**：性別を問わずあらゆる世代が、仕事と家庭生活の両方で、調和のとれた生活を送ること。

５　数値目標出典一覧

Ａ　千葉市の健康づくり（食育・生活習慣等）に関するアンケート調査（平成 28 年度　千葉市保健福祉局健康企画課）

Ｂ　千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成 28 年度　千葉市保健福祉局健康企画課）

Ｃ　たばこと酒類に関するアンケート調査(平成28年度　千葉市保健福祉局健康企画課）

Ｄ　千葉市食生活改善推進員数（平成 29 年４月　千葉市保健福祉局健康支援課）

Ｅ　食に関する実態調査（平成 29 年度　千葉市保健福祉局健康支援課）

Ｆ　朝食及び共食状況調査（平成 29 年度　千葉市こども未来局幼保運営課）

Ｇ　千葉市経済局農政課調査（平成 28 年度、平成 29 年度　）
※地産地消推進店登録数は平成 30 年９月調査

Ｈ　児童生徒の食生活実態調査（平成 29 年度　千葉市教育委員会保健体育課）

Ｉ　朝食調査（平成 29 年度　千葉市教育委員会保健体育課）

Ｊ　28 年度定期健康診断（平成 28 年度　千葉市教育委員会保健体育課）

Ｋ　学校給食栄養報告（週報）（平成 29 年度　千葉市教育委員会保健体育課）

６　千葉市健康づくり推進協議会設置条例

平成 22 年３月 23 日
条例第 37 号

(設置)

第１条　本市は、市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、千葉市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　健康増進計画に関する事項

(2)　健康づくりのための事業の推進に関する事項

(3)　健康づくりのための環境整備に関する事項

(4)　その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

第３条　協議会は、委員 40 人以内で組織する。

２　協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1)　保健医療関係事業に従事する者

(2)　学識経験者

(3)　市民団体の代表者

(4)　その他市長が適当と認める者

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

７　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第５条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第６条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第７条　協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

３　部会に部会長及び副部会長を置く。

４　部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

５　部会長は、部会の事務を掌理する。

６　協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

７　第４条第４項、第５条及び前条の規定は、部会について準用する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

第３次千葉市食育推進計画
平成 31（2019）～35（2023）年度

発　　行：平成 31（2019）年３月
企画・編集：千葉市保健福祉局 健康部 健康支援課
〒260-8755　千葉市美浜区幸町１-3-9
電　話：043（238）9926
ＦＡＸ：043（238）9946